

現行制度と2022年度以降の勤務労働条件について 〔特定有期雇用教職員、短時間勤務教職員(市大、病院)〕

特定有期雇用教職員、短時間勤務教職員については、これまで従前の市大の制度が適用されていましたが、大学統合に合わせて、制度が統一されます。この資料では、勤務労働条件のうち主なものについて、2022年3月31日まで適用されているものと2022年4月1日以降適用されるものを比較しています。

【雇用区分の切替】

雇用区分について以下の通り、切り替えが行われます。

| 切替前 区分 | 切替後 区分 |
|----------------|--------------------------------|
| 特定有期雇用教職員 | 有期雇用教職員 (フルタイム有期雇用教職員) |
| 無期転換特定有期雇用教職員 | 無期雇用教職員※1 (フルタイム無期雇用教職員) |
| 短時間勤務教職員 | 有期雇用教職員 (パートタイム有期雇用教職員) |
| 無期転換短時間勤務教職員 | 無期雇用教職員※2 (パートタイム無期雇用教職員) |
| 病院特定有期雇用職員 | 病院有期雇用職員 (病院フルタイム有期雇用職員) |
| 無期転換病院特定有期雇用職員 | 病院無期雇用職員※3 (病院フルタイム無期雇用職員) |
| 病院短時間勤務職員 | 病院有期雇用職員 (病院パートタイム有期雇用職員) |
| 無期転換病院短時間勤務職員 | 病院無期雇用職員※4 (病院パートタイム無期雇用職員) |

※1 特定有期雇用教職員から令和4年4月1日で新たに無期雇用となる者は無期雇用教職員(フルタイム)となります。

※2 短時間勤務教職員から令和4年4月1日で新たに無期雇用となる者は無期雇用教職員(パートタイム)となります。

※3 病院特定有期雇用職員から令和4年4月1日で新たに無期雇用となる者は病院無期雇用職員(フルタイム)となります。

※4 病院短時間勤務職員から令和4年4月1日で新たに無期雇用となる者は病院無期雇用職員(パートタイム)となります。

【勤務条件一覧】

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|----------|--|--|-----------------|----------------|--|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 1 | 採用 | 選考による | 選考による | ← | ← | 選考による | ☆ | ← | ☆ |
| 2 | 契約期間 | 一の会計年度以内を基本 | 一の会計年度以内を基本 | ← | ← | 一の会計年度以内を基本 | | ← | |
| 3 | 契約期間の更新 | 更新することができる。 再雇用職員の契約期間については、継続して雇用される期間が5年を超えないものとする | 更新することができる。 | ← | ← | 更新することができる。 | | ← | |
| 4 | 無期転換 | ・職務の特殊性その他やむを得ない事情があると理事長が特に認める場合には、選考により無期転換することがある。 ・契約期間が更新され、通算契約期間が5年(労働契約法の特例が適用される場合は10年)を超えた教職員が、労働契約法に基づき、申し込みを行った場合は無期転換する。 | ・職務の特殊性その他やむを得ない事情があると理事長が特に認める場合には、選考により無期転換することがある。 ・契約期間が更新され、通算契約期間が5年(労働契約法の特例が適用される場合は10年)を超えた教職員が、労働契約法に基づき、申し込みを行った場合は無期転換する。 | ← | ← | ・職務の特殊性その他やむを得ない事情がある場合には、選考により無期転換することがある。 ・契約期間が更新され、通算契約期間が5年(労働契約法の特例が適用される場合は10年)を超えた教職員が、労働契約法に基づき、申し込みを行った場合は無期転換する。 | | ← | |
| 5 | 無期雇用の再雇用 | 無期転換した教職員が定年退職後引き続き希望する場合は、再雇用することができる | 無期転換した教職員が定年退職後引き続き希望する場合は、再雇用することができる | ← | ← | | | | |
| 6 | 試用期間 | 採用の日から14日間。特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。 ※試用期間満了時の解雇は15「解雇事由」に規定されている | 採用の日から14日間。特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。 ※試用期間満了時の解雇は15「解雇事由」に規定されている | ← | ← | 採用の日から14日間。特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。 | ☆ | ← | ☆ |
| 7 | 勤務評定 | 勤務成績について、評定を実施する。 | 勤務成績について、評定を実施する。 | ← | ← | | | | |
| 8 | 配置転換等 | 業務上の必要に基づき、就業の場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。 | 業務上の必要に基づき、就業の場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。 | ← | ← | 業務上の必要に基づき、就業の場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|--------------|---|---|-----------------|----------------|--|--|---------------|--|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 9 | 休職等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり | ← | ← | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 10 | 労働契約の終了・退職事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・退職を申し出て、本法人から承認されたとき ・契約期間が満了し、契約期間の更新がなされなかったとき ・無期転換教職員が定年となったとき ・休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき ・本法人の役員に就任したとき ・死亡したとき | <ul style="list-style-type: none"> ・退職を申し出て、本法人から承認されたとき ・契約期間が満了し、契約期間の更新がなされなかったとき ・無期転換教職員が定年となったとき ・休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき ・本法人の役員に就任したとき ・死亡したとき | ← | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・退職を申し出て、本法人から承認されたとき ・契約期間が満了し、契約期間の更新がなされなかったとき ・休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき ・本法人の役員に就任したとき ・死亡したとき | <ul style="list-style-type: none"> ・退職を申し出て、本法人から承認されたとき ・休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき ・本法人の役員に就任したとき ・死亡したとき | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・退職を申し出て、本法人から承認されたとき ・休職期間が満了し、その休職事由がなお消滅しないとき ・本法人の役員に就任したとき ・死亡したとき |
| 11 | 労働契約を更新しない通知 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き雇用される期間が1年を超える者について、契約期間満了時に契約が終了する際には少なくとも満了の30日前までに通知する。(契約期間を更新しないことを明示した場合を除く) ・更新しない理由について証明書の請求があったときは遅滞なく交付する。(更新しないことをあらかじめ通知している場合を除く。) ※無期転換教職員を除く | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き雇用される期間が1年を超える者について、契約期間満了時に契約が終了する際には少なくとも満了の30日前までに通知する。(契約期間を更新しないことを明示した場合を除く) ・更新しない理由について証明書の請求があったときは遅滞なく交付する。(更新しないことをあらかじめ通知している場合を除く。) ※無期転換教職員を除く | ← | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き雇用される期間が1年を超える者について、契約期間満了時に契約が終了する際には少なくとも満了の30日前までに通知する。(契約期間を更新しないことを明示した場合を除く) ・更新しない理由について証明書の請求があったときは遅滞なく交付する。(更新しないことをあらかじめ通知している場合を除く。) | / | ← | / |
| 12 | 自己都合退職 | <ul style="list-style-type: none"> ・特段の事情がない限り、月の末日を退職日としなければならない。 ・あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって願い出なければならない。 ・労働契約の期間満了前においても、業務上支障がない限り承認する。 ・退職の日まで従前の業務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特段の事情がない限り、月の末日を退職日としなければならない。 ・あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって願い出なければならない。 ・労働契約の期間満了前においても、業務上支障がない限り承認する。 ・退職の日まで従前の業務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。 | ← | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・特段の事情がない限り、月の末日を退職日としなければならない。 ・あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって願い出なければならない。ただし、本人の事情その他やむを得ない事情がある場合には、14日前までに申し出ればよい。 ・労働契約の期間満了前においても、業務上支障がない限り承認する。 ・退職の日まで従前の業務に従事しなければならない。 ※業務の引継ぎについては、退職者の責務で規定 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|------|---|---|-----------------|----------------|---|---|---------------|--|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 13 | 定年 | 無期転換教職員は60歳(60歳を超えて採用される場合は65歳) | ・非常勤講師以外:60歳(60歳を超えて採用される場合は65歳) ・非常勤講師:65歳(65歳を超えて無期雇用となった非常勤講師の定年は無期雇用契約開始の日の属する年度の末日時点の年齢に5を加えた年齢) | ← | ← | | ・特任教員及び非常勤講師以外:60歳(60歳を超えて採用される場合は65歳) ・特任教員及び非常勤講師:65歳(65歳を超えて無期雇用となった場合の定年は無期雇用契約開始の日の属する年度の末日時点の年齢に5を加えた年齢) | | 60歳(60歳を超えて無期雇用となった場合の定年は無期雇用契約開始の日の属する年度の末日時点の年齢に5を加えた年齢) |
| 14 | 再雇用 | 定年退職後に引き続き勤務することを希望する場合は、再雇用することができる ・1年更新 ・定年は65歳 | 定年退職後に引き続き勤務することを希望する場合は、再雇用することができる ・1年更新 ・定年は65歳 (非常勤講師は定年年齢が65歳以上となるため再雇用の対象外) | ← | ← | | ・定年退職後に引き続き勤務することを希望する場合は、再雇用することができる ・契約期間は1会計年度以内 ・65歳まで (特任教員及び非常勤講師は定年年齢が65歳以上となるため再雇用の対象外) | | ・定年退職後に引き続き勤務することを希望する場合は、再雇用することができる ・契約期間は1会計年度以内 ・65歳まで (60歳を超えて無期雇用となった者については再雇用の対象外) |
| 15 | 解雇事由 | ・勤務成績が不良の場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ・その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合 ・試用期間中又は試用期間満了時までに教職員として不適格であると認められた場合 ・禁錮以上の刑に処せられた場合 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者となった場合 ・懲戒事由に該当する場合 ・経営上又は業務上やむを得ない事由による場合 | ・勤務成績が不良の場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ・その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合 ・試用期間中又は試用期間満了時までに教職員として不適格であると認められた場合 ・禁錮以上の刑に処せられた場合 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者となった場合 ・懲戒事由に該当する場合 ・経営上又は業務上やむを得ない事由による場合 | ← | ← | ・勤務成績が著しく不良の場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ・その他職務を遂行するための適格性を欠く場合 ・試用期間中又は試用期間満了時までに教職員として不適格であると認められた場合 ・禁錮以上の刑に処せられた場合 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者となった場合 ・懲戒事由に該当する場合 ・経営上又は業務上やむを得ない事由による場合 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|------|--|---|-----------------|----------------|--|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 16 | 解雇予告 | ○30日前に予告をするか、又は平均賃金の30日分を解雇予告手当として支払う ○次の場合は予告なく即時解雇する。 ・試用期間中の者を解雇するとき ・解雇につき行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき ・天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき | ○30日前に予告をするか、又は平均賃金の30日分を解雇予告手当として支払う ○次の場合は予告なく即時解雇する。 ・試用期間中の者を解雇するとき ・解雇につき行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき ・天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき | ← | ← | ○30日前に予告をするか、又は平均賃金の30日分を解雇予告手当として支払う ○次の場合は予告なく即時解雇する。 ・試用期間中の者を解雇するとき ・解雇につき行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき ・天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の解雇予告除外認定を受けたとき | ☆ | ← | ☆ |
| 17 | 解雇制限 | ○業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間 ○産前産後の女性が労基法第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間 (次の場合は適用しない) ・業務上負傷し、又は疾病にかかった者が、療養開始後3年を経過した日において法人から打切補償を受け、又は地方公務員災害補償法・労災法に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき ・天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたとき ○教職員が契約期間の満了を理由として退職となることを妨げるものではない。 | ○業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間 ○産前産後の女性が労基法第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間 (次の場合は適用しない) ・業務上負傷し、又は疾病にかかった者が、療養開始後3年を経過した日において法人から打切補償を受け、又は労災法に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき ・天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたとき ○教職員が契約期間の満了を理由として退職となることを妨げるものではない。 | ← | ← | ○業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間 ○産前産後の女性が労基法第65条の規定によって休業する期間及びその後30日間 (次の場合は適用しない) ・業務上負傷し、又は疾病にかかった者が、療養開始後3年を経過した日において法人から打切補償を受け、又は地方公務員災害補償法・労災法に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることになったとき ・天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合で行政官庁の認定を受けたとき ○教職員が契約期間の満了を理由として退職となることを妨げるものではない。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|---------|--|--|-----------------|----------------|---|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 18 | 退職証明書等 | ・退職証明書等の交付を請求した場合は、法人は遅滞なくこれを交付する。 ・退職証明書に記載する事項は、雇用期間／業務の種類／その事業における地位／給与／退職(解雇)の事由」及び「退職証明書には教職員が請求した事項のみを記載する | ・退職証明書等の交付を請求した場合は、法人は遅滞なくこれを交付する。 ・退職証明書に記載する事項は、雇用期間／業務の種類／その事業における地位／給与／退職(解雇)の事由」及び「退職証明書には教職員が請求した事項のみを記載する | ← | ← | ・退職証明書等の交付を請求した場合は、法人は遅滞なくこれを交付する。 ・退職証明書に記載する事項は、雇用期間／業務の種類／その事業における地位／給与／退職(解雇)の事由」及び「退職証明書には教職員が請求した事項のみを記載する | ☆ | ← | ☆ |
| 19 | 退職者の責務等 | ・身分証明書その他教職員に交付されていた証明書等及び法人から貸与された物品を返還しなければならない。 ・法人に対して債務を有する場合には、退職時にそのすべてを弁済しなければならない。 ※在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならないは20「守秘義務」に規定されている | ・身分証明書その他教職員に交付されていた証明書等及び法人から貸与された物品を返還しなければならない。 ・法人に対して債務を有する場合には、退職時にそのすべてを弁済しなければならない。 ・住み込みにより勤務する教職員が、退職し又は解雇された場合は、速やかに当該住み込んでいる施設から退去しなければならない。 ※在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならないは20「守秘義務」に規定されている | ← | ← | ・本法人が指定する日までに、本法人が指定する者に完全に業務の引継ぎをしなければならない。 ・身分証明書その他教職員に交付されていた証明書等及び法人から貸与された物品を返還しなければならない。 ・法人に対して債務を有する場合には、退職時にそのすべてを弁済しなければならない。 ・在職中に知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない ・住み込みにより勤務する教職員が、退職し又は解雇された場合は、速やかに当該住み込んでいる施設から退去しなければならない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 20 | 職務専念義務 | ・法人の業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。 ・忠実に職務を遂行し、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。 | ・法人の業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。 ・忠実に職務を遂行し、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。 | ← | ← | ・法人の業務の公共性を自覚し、誠実に職務に専念しなければならない。 ・忠実に職務を遂行し、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|---------------------|---|---|-----------------|----------------|---|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 21 | 服務心得・法令及び上司の命令に従う義務 | ・法令、就業規則及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。 | ・法令、就業規則及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。 | ← | ← | ・法令及び法人の規則を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。 ・常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善に努め、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。 ・上司は、指揮命令を受ける教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 22 | 信用失墜行為の防止 | ○次の行為をしてはならない ・法人の名誉及び信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること。 ・職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。 ・本法人の秩序及び規律を乱すこと。 | ○次の行為をしてはならない ・法人の名誉及び信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること。 ・職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。 ・本法人の秩序及び規律を乱すこと。 | ← | ← | ○次の行為をしてはならない ・法人の名誉及び信用を傷つけ、又は教職員全体の不名誉となるような行為をすること。 ・職場内の秩序及び規律を乱すこと。 ・職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。 | ☆ | ← | ☆ |
| 23 | みなし公務員 | ・刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす | ・刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす | ← | ← | ・刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす | ☆ | ← | ☆ |
| 24 | 選挙活動の禁止 | ・教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。 | ・教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。 | | | ・教員は、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をしてはならない。 | ☆ | | |
| 25 | ハラスメント | ・妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない | ・妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない | ← | ← | ・妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに関する行為を行ってはならず、これの防止に努めなければならない | ☆ | ← | ☆ |
| 26 | 兼業 | ・兼業を行おうとする場合は、許可を得なければならない。 | | ← | | ・フルタイム有期雇用教職員が兼業を行おうとする場合は、兼業規程により承認を得なければならない。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|---------|--|--|-----------------|----------------|--|------------------|---|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 27 | 遅刻早退等 | ・やむを得ない事由により遅刻、早退、外出するときは、その理由及び時刻を明らかにして上司に申し出て承認を受けなければならない。 | ・やむを得ない事由により遅刻、早退、外出するときは、その理由及び時刻を明らかにして上司に申し出て承認を受けなければならない。 | ← | ← | ・やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び時刻又は期間を明らかにして速やかに届け出なければならない ・理事長又は理事長から委任を受けた者が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない | ☆ | ← | ☆ |
| 28 | 欠勤 | ・やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして速やかに届け出なければならない ・上司が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない | ・やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その理由及び期間を明らかにして速やかに届け出なければならない ・上司が求めるときは、欠勤の事由を証する書類を提出しなければならない | ← | ← | | | | |
| 29 | 旧姓使用 | ・所定の手続きを経ることにより、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。 | ・所定の手続きを経ることにより、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。 | ← | ← | ・所定の手続きを経ることにより、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。 | ☆ | ← | ☆ |
| 30 | 日・週の定義 | ・日：0時～翌0時 ・週：土曜日～金曜日 | ・日：0時～翌0時 ・週：土曜日～金曜日 | ← | ← | ・日：0時～翌0時 ・週：土曜日～金曜日 | ☆ | ← | ☆ |
| 31 | 始業・終業時刻 | 8時45分～17時15分 | 以下の範囲内で個人別に定める ・1日の勤務時間 7時間45分以内 ・1週の勤務時間 37時間30分以内 ・1週の休日 1日以上 ・始業及び就業の時刻 午前5時から午後10時までの範囲内 | ← | ← | <フルタイム> ・9:00～17:30を基本とし、事業場ごとに定める ・部署及び職種ごとに別に定めることがある <パートタイム> 以下の範囲内で個人別に定める ・1日の勤務時間 7時間45分以内 ・1週の勤務時間 37時間30分以内 ・始業及び就業の時刻 午前5時から午後10時までの範囲内 | ☆ | <フルタイム> ・8:45～17:15 <パートタイム> 以下の範囲内で個人別に定める ・1日の勤務時間 7時間45分以内 ・1週の勤務時間 37時間30分以内 ・始業及び就業の時刻 原則午前5時から午後10時までの範囲内 | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|---------------|--|--|-----------------|----------------|---|------------------|---|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 32 | 休憩時間 | 12時00分～12時45分 | 原則として12時00分～12時45分 業務の都合上45分の休憩を別に割り振ることがある | ← | ← | <フルタイム> ・12時00分～12時45分を基本とし、事業場ごとに定める ・業務の都合上45分の休憩を別に割り振ることがある <パートタイム> ・12時00分～12時45分を基本とし、事業場ごとに定める ・業務上必要がある場合は個別に定めることがある | ☆ | <フルタイム> ・12時00分～12時45分 ・業務の都合上45分の休憩を別に割り振ることがある <パートタイム> ・12時00分～12時45分 ・業務上必要がある場合は個別に定めることがある | ☆ |
| 33 | 休日 | ・土曜日及び日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 | ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 ・別に休日を定めることができる | ← | ← | <フルタイム> ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 <パートタイム> ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 ・上記にかかわらず、1週1日以上の範囲内で個別に定めることがある | ☆ | ← | ☆ |
| 34 | 異なる勤務時間等 | 部署及び職種により、始業・終業時刻、休憩時間及び休日について別に定めることがある | シフト制あり | ← | ← | <フルタイム> ・部署及び職種により、始業・終業時刻、休憩時間及び休日について別に定めることがある ・業務の都合上やむを得ない事情により始業・終業時刻を繰り上げ・繰り下げることがある <パートタイム> ・シフト制あり | ☆ | ← | ☆ |
| 35 | 1ヶ月単位の変形労働時間制 | 部署及び職種により変形労働時間制を定めることがある | | ← | | フルタイム有期雇用教職員について部署及び職種により変形労働時間制を定めることがある | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|------------|--|---|---|----------------|---|------------------|---|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 36 | 専門業務型裁量労働制 | 特任教員、博士研究員、特命教員、テニュアトラック特任教員、特別招へい教員、年俸型テニュアトラック特任教員及び特任研究員のうち、主として研究に従事する者に適用 | 特任教員、博士研究員及び特命教員のうち、主として研究に従事する者に適用することがある | | | 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する有期雇用教職員の裁量に委ねる必要のある者について、労使協定に定めるところにより当該協定に定める時間労働したものとみなす。 | ☆ | | |
| 37 | 休日の振替 | ・当該週の別の日 ・単位：1日 | ・当該週の別の日 ・週勤務日数が3日以下の者については同月内の別の日 ・単位：1日 | ← | ← | ・当該週内を原則として前4～後8週(休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。)(当該週内に振り替えない場合、法定労働時間超過分の割増賃金が発生)ただし、4週4日の休日は1日単位の振替えとする ・単位：1日又は半日 | ☆ | ・当該週内を原則として当月及び翌月まで。(休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。)(当該週内に振り替えない場合、法定労働時間超過分の割増賃金が発生) ・単位：1日 | ☆ |
| 38 | 休憩時間 | 22時以降から翌5時までの勤務について15分、救命救急Cの病院講師の13時～翌6時の勤務について30分 | | 22時以降から翌5時までの勤務について15分、救命救急Cの後期臨床研究医及び前期臨床研究医の13時～翌6時の勤務について30分 | | 22時以降から翌5時までの勤務について15分、救命救急Cの病院講師の13時～翌6時の勤務について30分 | ☆ | 22時以降から翌5時までの勤務について15分、救命救急Cの後期臨床研究医・前期臨床研究医・臨床研修医の13時～翌6時の勤務について30分 | ☆ |
| 39 | 管理職の勤務時間 | 始業終業時刻の決定を本人に委ねる | | ← | ← | 始業終業時刻の決定を本人に委ねる | ☆ | ← | ☆ |
| 40 | 時間外勤務 | 業務上の必要がある場合には、時間外勤務又は休日に勤務を命じることがある。 | 業務上の必要がある場合には、時間外勤務又は休日に勤務を命じることがある。 法定労働時間を超える勤務は1月24時間、1年について150時間を超えてはならない。 | ← | ← | 業務上の必要がある場合には、時間外勤務又は休日に勤務を命じることがある。 パートタイム有期雇用教職員の法定労働時間を超える勤務は1月24時間、1年について150時間を超えてはならない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 41 | 宿日直勤務 | 宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。 | 宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。 | ← | ← | 宿直勤務又は日直勤務を命じることがある。 | ☆ | ← | ☆ |
| 42 | 非常災害時の勤務 | 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、時間外勤務又は休日勤務を命じることがある。 | 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、時間外勤務又は休日勤務を命じることがある。 | ← | ← | 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、時間外勤務又は休日勤務を命じることがある。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|-----------------------------------|---|--|-----------------|----------------|--|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 43 | 勤務制限(3歳未満の子の養育) | 教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。 | 1週の勤務日数が3日以上の教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。 | ← | ← | 1週の勤務日数が3日以上の教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 44 | 勤務制限(小学校就学前の子の養育) | 教職員が請求した場合、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。 | | ← | | 請求した場合、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 45 | 勤務制限(家族の介護) | ・教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。 ・教職員が請求した場合、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。 | ・1週の勤務日数が3日以上の教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。 | ← | ← | ・1週の勤務日数が3日以上の教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定の勤務時間を超えての勤務及び休日の勤務をさせない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 46 | 勤務制限(小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う者の深夜業務) | 教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜の業務には従事させない。 | 教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜の業務には従事させない。 | ← | ← | 教職員が請求した場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜の業務には従事させない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 47 | 妊産婦の就業制限 | ・妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。 ・教職員が請求した場合、時間外勤務、休日勤務、深夜業務に就かせない。 | ・妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。 ・教職員が請求した場合、時間外勤務、休日勤務、深夜業務に就かせない。 | ← | ← | ・妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。 ・教職員が請求した場合、時間外勤務、休日勤務、深夜業務に就かせない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 48 | 妊産婦の業務軽減 | 教職員が請求した場合、業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。 | 教職員が請求した場合、業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。 | ← | ← | 教職員が請求した場合、業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|----------------|---|--|-----------------|----------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 49 | 妊娠中の教職員の勤務時間変更 | 教職員が請求した場合、母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させる。 | 教職員が請求した場合、母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させる。 | ← | ← | 教職員が請求した場合、母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させる。 | ☆ | ← | ☆ |
| 50 | 年次有給休暇 | ・年間(原則4月1日～翌3月31日)20日付与 ・単位:1日、半日、1時間 ・前半休の場合の勤務開始時刻:始業時刻から休憩時間を除いて1日の所定勤務時間数を2で除して得た時間(3時間45分)遡った時刻(端数:15分ごとに切り上げ) ・後半休の場合の勤務終了時刻:始業時刻から休憩時間を除いて1日の所定勤務時間数を2で除して得た時間(3時間45分)経過した時刻(端数:15分ごとに切り下げ) | ・年間(原則4月1日～翌3月31日)20日付与 ・単位:1日、半日、1時間(半日、1時間での取得は1日の所定勤務時間が固定されており、かつ4時間以上の者のみ可) ・前半休の場合の勤務開始時刻:始業時刻から休憩時間を除いて1日の所定勤務時間数を2で除して得た時間遡った時刻(端数:15分ごとに切り上げ) ・後半休の場合の勤務終了時刻:始業時刻から休憩時間を除いて1日の所定勤務時間数を2で除して得た時間経過した時刻(端数:15分ごとに切り下げ) | ← | ← | <フルタイム> ・年間(原則4月1日～翌3月31日)20日付与 ・単位:1日、半日、1時間 ・始業時間から起算して4時間を前半休、終業時間から起算して4時間を後半休とする <パートタイム> ・年間(原則4月1日～翌3月31日)最大20日付与 ・単位:1日、半日、1時間(勤務時間数にかかわらず半日、1時間での取得可) ・始業時間から起算して1日の所定勤務時間を2で割った時間数(端数:15分ごとに切り上げ)を前半休、終業時間から起算して1日の所定勤務時間を2で割った時間数(端数:15分ごとに切り上げ)を後半休とする | ☆ | ← | ☆ |
| 51 | その他休暇等 | 別紙「休暇等制度について」のとおり | 別紙「休暇等制度について」のとおり | ← | ← | 別紙「休暇等制度について」のとおり | 別紙「休暇等制度について」のとおり | 別紙「休暇等制度について」のとおり | 別紙「休暇等制度について」のとおり |
| 52 | 業務傷病休業 | ・業務上又は通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、療養のため勤務できない場合 | ・業務上又は通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、療養のため勤務できない場合 | ← | ← | ・業務上又は通勤上の災害により負傷し若しくは疾病にかかり、療養のため勤務できない場合 | ☆ | ← | ☆ |
| 53 | 育児休業 | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | ← | ← | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり |
| 54 | 介護休業 | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | ← | ← | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり | 別紙「休職・休業制度について」のとおり |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|------|---|---|-----------------|----------------|---|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 55 | 研修 | ・法人は業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために研修を実施する ・教職員は研修を命じられた場合は受講しなければならない | ・法人は業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために研修を実施する ・教職員は研修を命じられた場合は受講しなければならない | ← | ← | ・法人は業務に関する必要な知識及び技能を向上させるために研修を実施する ・教職員は研修を命じられた場合は受講しなければならない | ☆ | ← | ☆ |
| 56 | 表彰 | ・理事長表彰 次のいずれかに該当する者に対して行う。 社会的に有益な発明、発見又は顕著な改良をした者／身の危険を顧みず篤行をした者／災害・事故を未然に防止し、又は災害・事故に際して特に功労のあった者／広く賞賛を受け、著しく者の名誉を高揚した者／業務上特に貢献のあった者／その他、表彰することが適当であると認められる善行のあった者 ・学長表彰 次のいずれかに該当する者に対して行う。 教育研究上顕著な功績のあった者／教育研究上有益な発明、考案又は改良をした者／社会的功績により当大学の名誉、信用を高めた者／業務運営上特に貢献のあった者／その他、教育研究上推奨すべき業績又は善行のあった者 | ・理事長表彰 次のいずれかに該当する者に対して行う。 社会的に有益な発明、発見又は顕著な改良をした者／身の危険を顧みず篤行をした者／災害・事故を未然に防止し、又は災害・事故に際して特に功労のあった者／広く賞賛を受け、著しく者の名誉を高揚した者／業務上特に貢献のあった者／その他、表彰することが適当であると認められる善行のあった者 ・学長表彰 次のいずれかに該当する者に対して行う。 教育研究上顕著な功績のあった者／教育研究上有益な発明、考案又は改良をした者／社会的功績により当大学の名誉、信用を高めた者／業務運営上特に貢献のあった者／その他、教育研究上推奨すべき業績又は善行のあった者 | ← | ← | ・理事長表彰 次のいずれかに該当する者に対して行う。 社会的に有益な発明、発見又は顕著な改良をした者／身の危険を顧みず篤行をした者／災害・事故を未然に防止し、又は災害・事故に際して特に功労のあった者／広く賞賛を受け、著しく者の名誉を高揚した者／業務上特に貢献のあった者／その他、表彰することが適当であると認められる善行のあった者 ・学長表彰 次のいずれかに該当する者に対して行う。 教育研究上顕著な功績のあった者／教育研究上有益な発明、考案又は改良をした者／社会的功績により当大学の名誉、信用を高めた者／業務運営上特に貢献のあった者／その他、教育研究上推奨すべき業績又は善行のあった者 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|----------|--|---|-----------------|----------------|---|------------------|---------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 57 | 懲戒事由 | 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき／正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき／故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき／窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき／本法人の名誉又は信用を傷つけたとき／素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき／重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき／その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき | 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき／正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき／故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき／窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき／法人の名誉又は信用を傷つけたとき／素行不良で法人の秩序又は風紀を乱したとき／重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき／その他就業規則及び法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前記に準ずる程度の不適切な行為があったとき | ← | ← | 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき／正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき／故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき／窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき／法人の名誉又は信用を傷つけたとき／素行不良で法人の秩序又は風紀を乱したとき／重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき／その他就業規則及び法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前記に準ずる程度の不適切な行為があったとき | ☆ | ← | ☆ |
| 58 | 管理監督者の懲戒 | 管理監督下にある教職員に懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者である教職員についても懲戒に処することができる。 | 管理監督下にある教職員に懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者である教職員についても懲戒に処することができる。 | ← | ← | 管理監督下にある教職員に懲戒に該当する行為があったときは、当該管理監督者である教職員についても懲戒に処することができる。 | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|-------|--|--|-----------------------|-----------------------|--|------------------|--|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 59 | 懲戒の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・戒告:その責任を指摘し、将来を戒める。 ・減給:1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えない範囲で給与を減額する。 ・停職:1日以上1年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。 ・諭旨解雇:退職を勧告し、これに応じない場合には30日前に予告して、又は30日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は1日について平均賃金を支払った場合においてはその日数を短縮する。 ・懲戒解雇:予告期間を設けずに即時に解雇する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・戒告:その責任を指摘し、将来を戒める。 ・減給:1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えない範囲で給与を減額する。 ・停職:1日以上1年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。 ・諭旨解雇:退職を勧告し、これに応じない場合には30日前に予告して、又は30日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は1日について平均賃金を支払った場合においてはその日数を短縮する。 ・懲戒解雇:予告期間を設けずに即時に解雇する。 | ← | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・戒告:その責任を指摘し、将来を戒める。 ・減給:1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えない範囲で給与を減額する。 ・停職:1日以上1年を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。 ・諭旨解雇:退職を勧告し、これに応じない場合には30日前に予告して、又は30日分の平均賃金を支払って解雇する。ただし、予告の日数は1日について平均賃金を支払った場合においてはその日数を短縮する。 ・懲戒解雇:予告期間を設けずに即時に解雇する。 | ☆ | ← | ☆ |
| 60 | 懲戒の手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分をするには懲戒事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない ・懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該教職員に交付して行わなければならない | <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分をするには懲戒事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない ・懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該教職員に交付して行わなければならない | ← | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分をするには懲戒事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない ・懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該教職員に交付して行わなければならない | ☆ | ← | ☆ |
| 61 | 訓告 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、厳重注意又は訓告を行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、厳重注意又は訓告を行うことができる。 | ← | ← | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、注意、厳重注意又は訓告を行うことができる。 | ☆ | ← | ☆ |
| 62 | 給料 | 別紙「現職種からの移行表(市大)」のとおり | 別紙「現職種からの移行表(市大)」のとおり | 別紙「現職種からの移行表(病院)」のとおり | 別紙「現職種からの移行表(病院)」のとおり | 別紙「現職種からの移行表(市大)」及び「2022年度以降の職種一覧(法人)」のとおり | ☆ | 別紙「現職種からの移行表(病院)」及び「2022年度以降の職種一覧(病院)」のとおり | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|---------------|--|--|---|---|---|------------------|---|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 63 | 手当 | ・地域手当(特任教員及びテニユア特任教員のみ)、 超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、緊急診療手当、分べん手当、通勤手当、期末手当(給料又は年俸に期末手当相当額が含まれる者※は除く)及び勤勉手当(勤勉手当は特任教員、テニユア特任教員のみ) ※特命教員、特別招へい教員、年俸型テニユアトラック特任教員、再雇用職員 | ・超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、汚水内作業手当、緊急診療手当、分べん手当、通勤手当及び期末手当 | ・超過勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、放射線取扱手当、緊急診療手当、分べん手当、通勤手当及び期末手当 | ・超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、放射線取扱手当、緊急診療手当、分べん手当及び通勤手当及び期末手当 | ＜フルタイム＞ 給料の調整額、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当(給料の調整額、地域手当、勤勉手当は特任教員のみ対象) ＜パートタイム＞ 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当 | ☆ | ＜フルタイム＞ 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当 ＜パートタイム＞ 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当 | ☆ |
| 64 | 時間外・超過勤務手当割増率 | ・月45～60時間:125% ・月45～60時間:130% ・月60時間超:150% ・年360時間超:130% ・休日 135% ※別途夜間割増あり | ・平日及び週5日勤務以内の休日7時間45分以内100% ・平日及び週5日勤務以内の休日7時間45分超125% ・週5日勤務以内休日100% ・週5日勤務超休日135% (時間外勤務は月24時間以内) ※別途夜間割増あり | ← | ← | ＜フルタイム＞ ・月45～60時間:125% ・月45～60時間:130% ・月60時間超:150% ・年360時間超:130% ・休日 135% ※別途夜間割増あり ＜パートタイム＞ ・平日及び週5日勤務以内の休日7時間45分以内100% ・平日及び週5日勤務以内の休日7時間45分超125% ・週5日勤務以内休日100% ・週5日勤務超休日135% (時間外勤務は月24時間以内) ※別途夜間割増あり | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|----------|--|--|-----------------|----------------|--|------------------|---|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←=①特定有期雇用教職員と同じ | ←=②短時間勤務教職員と同じ | | ☆=⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←=⑤有期雇用教職員と同じ | ☆=⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 65 | 通勤費・通勤手当 | ・6月定期の購入価格 ・片道1km以上 | ・週4日以上:6月定期の購入価格、週4日未満:1月の往復回数分の片道普通乗車券の購入価格、非常勤講師等:居住地と勤務地(主たる職の勤務地)間の交通費及び宿泊料、RA・TA等:なし ・片道1km以上 | ← | ← | ・週4日以上:6月定期の購入価格 ・週4日未満:1月の往復回数分の片道普通乗車券の購入価格 ・非常勤講師等:居住地と勤務地(主たる職の勤務地)間の交通費及び宿泊料 ・RA・TA等:なし(TA等で通学するキャンパスと勤務するキャンパスが異なる場合はキャンパス間移動にかかる普通乗車券代を支給) ・片道1km以上 | ☆ | ・週4日以上:6月定期の購入価格 ・週4日未満:1月の往復回数分の片道普通乗車券の購入価格 ・非常勤講師等:居住地と勤務地(主たる職の勤務地)間の交通費及び宿泊料 ・片道1km以上 | ☆ |
| 66 | 期末手当 | ・基礎額に以下の支給率を乗じた額を支給 6月期:120.0/100 (67.5/100) 12月期:120.0/100 (67.5/100) ()は再雇用無期転換特定有期雇用教職員 ※R4.3.31現在 ・支給日 6月期:6/30 12月期:12/10 | ・基礎額に以下の支給率を乗じた額を支給 6月期:120.0/100 (67.5/100) 12月期:120.0/100 (67.5/100) ()は再雇用無期転換短時間勤務教職員 ※R4.3.31現在 ※以下の要件を全て満たす者に支給 (1)基準日に6か月以上の契約を締結していること (2)基準日前6か月間で66時間以上勤務している月があること ・支給日 6月期:7月の給与支給日 12月期:翌年1月の給与支給日 | ← | ← | ・基礎額に以下の支給率を乗じた額を支給 6月期:120.0/100 12月期:120.0/100 ※R4.4.1現在 ※以下の要件を全て満たす者に支給 (1)基準日に6か月以上の契約を締結していること (2)基準日前6か月間で66時間以上勤務している月があること ・支給日 6月期:7月の給与支給日 12月期:翌年1月の給与支給日 | ☆ | ← | ☆ |
| 67 | 退職手当 | | | | | | | | |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|------------|--|--|---------------------|---|--|------------------|---------------------|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 68 | 安全衛生管理 | ・法人は、安全、衛生及び健康確保のために必要な措置を講じる。 ・教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、本法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。 | ・法人は、安全、衛生及び健康確保のために必要な措置を講じる。 ・教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、上司の命令に従うとともに、本法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。 | ← | ← | ・法人は、安全、衛生及び健康確保のために必要な措置を講じる。 ・職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか、理事長又は理事長から委任を受けた者の命令に従うとともに、本法人が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。 | ☆ | ← | ☆ |
| 69 | 非常災害時の措置 | | | | | | | | |
| 70 | 遵守事項 | | | | | | | | |
| 71 | 健康診断 | 法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。 | 週の勤務時間が30時間を超える教職員(阿倍野地区勤務者は19時間を超える職員)は、法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。 | ← | 週の勤務時間が19時間を超える職員は、法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。 | 法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師の健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。 ※健康診断の対象となる有期雇用教職員の範囲は事業場ごとに定める | ☆ | ← | ☆ |
| 72 | 就業禁止 | 伝染性の疾病にかかった者又はその疑いのある者、労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者(これらに準ずる者を含む)は、その就業を禁止することがある。 | 伝染性の疾病にかかった者又はその疑いのある者、労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者(これらに準ずる者を含む)は、その就業を禁止することがある。 | ← | ← | 伝染性の疾病にかかった者又はその疑いのある者、労働のため病勢が著しく悪化するおそれのある者(これらに準ずる者を含む)は、その就業を禁止することがある。 | ☆ | ← | ☆ |
| 73 | 業務災害及び通勤災害 | 労基法及び労災法の定めるところによる。 | 労基法及び労災法の定めるところによる。 | ← | ← | 労基法及び労災法の定めるところによる。 | ☆ | ← | ☆ |
| 74 | 宿舍 | 上野芝宿舍 | 上野芝宿舍 | 上野芝宿舍、若草寮、西今川寮、医師宿舍 | 上野芝宿舍、若草寮、西今川寮、医師宿舍 | 上野芝宿舍 | ☆ | 上野芝宿舍、若草寮、西今川寮、医師宿舍 | ☆ |
| 75 | 不服申立て等 | ・解雇及び懲戒を行う場合には、当該教職員に口頭又は書面で陳述する機会を与える ・配置転換、休職、解雇及び懲戒に対して不服のある教職員は、理事長に対し不服申立てをすることができる。(当該事実を知った日の翌日から起算して60日以内、又は当該事実のあった日の翌日から起算して1年以内) | ・解雇及び懲戒を行う場合には、当該教職員に口頭又は書面で陳述する機会を与える ・配置転換、休職、解雇及び懲戒に対して不服のある教職員は、理事長に対し不服申立てをすることができる。(当該事実を知った日の翌日から起算して60日以内、又は当該事実のあった日の翌日から起算して1年以内) | ← | ← | ・解雇及び懲戒を行う場合には、当該教職員に口頭又は書面で陳述する機会を与える ・配置転換、休職、解雇及び懲戒に対して不服のある教職員は、理事長に対し不服申立てをすることができる。(当該事実を知った日の翌日から起算して60日以内、又は当該事実のあった日の翌日から起算して1年以内) | ☆ | ← | ☆ |

| No. | 項目 | 現行 | | | | 2022年度以降 | | | |
|-----|------|--|--|-----------------|----------------|---|------------------|---|-------------------|
| | | ①特定有期雇用教職員 | ②短時間勤務教職員 | ③病院特定有期雇用職員 | ④病院短時間勤務職員 | ⑤有期雇用教職員 | ⑥無期雇用教職員 | ⑦病院有期雇用職員 | ⑧病院無期雇用職員 |
| | (凡例) | | | ←＝①特定有期雇用教職員と同じ | ←＝②短時間勤務教職員と同じ | | ☆＝⑤有期雇用教職員の規定を適用 | ←＝⑤有期雇用教職員と同じ | ☆＝⑦病院有期雇用職員の規定を適用 |
| 参考 | 健康保険 | 協会けんぽ(病院講師及び テニユア特任教員は公立 学校共済組合) | 協会けんぽ (「週勤務時間30時間以上かつ 雇用期間2ヶ月以上」又は「週勤務時間20時間以上、給与月額が 88,000円以上かつ雇用期間が通算1年以上」の者) | ← | ← | 協会けんぽ(「週勤務時間30時間以上かつ雇用期間2ヶ月以上」又は「週勤務時間20時間以上、給与月額が88,000円以上かつ雇用期間が通算1年以上」の者) ※病院講師は公立学校共済組合 | ☆ | 協会けんぽ(「週勤務時間30時間以上かつ雇用期間2ヶ月以上」又は「週勤務時間20時間以上、給与月額が88,000円以上かつ雇用期間が通算1年以上」の者) | ☆ |
| 参考 | 年金 | 厚生年金(病院講師及び テニユア特任教員は公立 学校共済組合) | 厚生年金 (「週勤務時間30時間以上かつ雇用期間2ヶ月以上」又は「週勤務時間20時間以上、給与月額が 88,000円以上かつ雇用期間が通算1年以上」の者) | ← | ← | 厚生年金 (「週勤務時間30時間以上かつ雇用期間2ヶ月以上」又は「週勤務時間20時間以上、給与月額が 88,000円以上かつ雇用期間が通算1年以上」の者) ※病院講師は公立学校共済組合 | ☆ | 厚生年金 (「週勤務時間30時間以上かつ雇用期間2ヶ月以上」又は「週勤務時間20時間以上、給与月額が 88,000円以上かつ雇用期間が通算1年以上」の者) | ☆ |
| 参考 | 雇用保険 | 加入 | 加入(週の勤務時間が20時間以上の者) | ← | ← | 加入(週の勤務時間が20時間以上の者) | ☆ | ← | ☆ |
| 参考 | 互助 | 非加入(病院講師及び テニユア特任教員は加入) | 非加入 | ← | ← | 非加入(病院講師は加入) | ☆ | 非加入 | ☆ |
| 参考 | 財形貯蓄 | なし | なし | ← | ← | なし | ☆ | なし | ☆ |

【別紙：休職・休業制度について】

| 就業規則 | | 現行 | | 2022年度以降 |
|-------------|----------------|-------------------------|--|---------------------------|
| | | 特定有期雇用教職員 病院特定有期雇用職員 | 短時間勤務教職員 病院短時間勤務職員 | 有期・無期雇用教職員 病院有期・無期雇用職員 |
| 休職 | 病気 | 期間 | 契約期間を超えない範囲内 | |
| | | 給与 | 1年に達するまで給料の80%を支給 | |
| | 業務・通勤傷病 | 期間 | 契約期間を超えない範囲内 | |
| | | 給与 | 給与の全額を支給 | |
| | 起訴 | 期間 | 裁判所に係属する期間 | |
| | | 給与 | 給料の60%以内を支給 | |
| | 研究 | 期間 | 契約期間を超えない範囲内 | |
| | | 給与 | 給料の70%以内を支給 | |
| | 災害 | 期間 | 契約期間を超えない範囲内 | |
| | | 給与 | 無給 | |
| 出向/ 海外派遣 | 期間 | 契約期間を超えない範囲内 | 3年を超えない範囲内 | |
| | 給与 | 原則無給 | 給料及び期末手当の70%以内を支給 (業務上、通勤上の災害の場合、100%を支給) | |
| 専従 | 期間 | 必要に応じた期間 | | |
| | 給与 | 無給 | | |
| 休業 | 育児休業 | 期間 | 子が3歳に達するまで | |
| | | 給与 | 無給 | |
| | 育児部分休業 | 期間 | 小学校就学まで 2時間/日 | |
| | | 給与 | 無給 | |
| | 介護休業 | 期間 | 270日 | |
| | | 給与 | 無給 | |
| | 介護部分休業 介護時間 | 期間 | 3年まで 2時間/日 | |
| | | 給与 | 無給 | |
| | 業務・通勤傷病 | 期間 | 必要に応じた期間 | |
| | | 給与 | 無給 | |

【別紙: 休暇等制度について】

| 休暇等の名称 | 現行 | | | | | | 2022年度以降 | | |
|-------------------------|-------------------------|------------------|--|-----------------------|------------------|---|---------------------------|------------------|--|
| | 特定有期雇用教職員 病院特定有期雇用職員 | | | 短時間勤務教職員 病院短時間勤務職員 | | | 有期・無期雇用教職員 病院有期・無期雇用職員 | | |
| | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 |
| 病気休暇 | ○ | 有給 (90日超は50%) | 必要と認める期間 90日まで100%、91日以降 50% | ○ | 有給 (90日超は50%) | 必要と認める期間 90日まで100%、91日以降 50% | ○ | 有給 (90日超は50%) | 必要と認める期間又は時間 ※結核性疾患による場合は 1年 |
| 感染症予防法交通遮断 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| 災害交通遮断 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| 住居損壊 | ○ | 有給 | 7日を超えない範囲内で必 要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 7日を超えない範囲内で必 要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 7日を超えない範囲内で必 要と認める期間又は時間 |
| 事故等交通遮断 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| 災害時通勤途上危険回避 | ○ | 有給 | 必要と認める時間 | ○ | 有給 | 必要と認める時間 | ○ | 有給 | 必要と認める時間 |
| 公民権行使 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認められる期間又は 時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| 裁判員等従事 | ○ | 有給 | 当該業務に従事する期間 又は時間 | ○ | 有給 | 当該業務に従事する期間 又は時間 | ○ | 有給 | 当該業務に従事する期間 又は時間 |
| 生理休暇 (年間13回まで) | ○ | 有給 | 請求した期間(1年度13 回、1回2日が限度) | ○ | 有給 | 請求した期間(1年度13 回、1回2日が限度) | ○ | 有給 | 請求した期間(1年度13 回、1回2日が限度) |
| 妊婦通院休暇 | ○ | 有給 | 必要と認める期間で1回に つき1日以内で必要と認め る時間(週数により日数規 定) | ○ | 有給 | 必要と認める期間で1回に つき1日以内で必要と認め る時間(週数により日数規 定) | ○ | 有給 | 必要と認める期間で1回に つき1日以内で必要と認め る時間(週数により日数規 定) |
| 妊婦通勤緩和休暇 | ○ | 有給 | 所定勤務時間の始め又は 終わりまで1日1時間以内で必 要と認める時間 | ○ | 有給 | 所定勤務時間の始め又は 終わりまで1日1時間以内で必 要と認める時間 | ○ | 有給 | 所定勤務時間の始め又は 終わりまで1日1時間以内で必 要と認める時間 |
| 妊娠障害休暇 | ○ | 有給 | 1回の妊娠につき2週を超え ない範囲内で必要と認める 期間 | ○ | 有給 | 1回の妊娠につき2週を超え ない範囲内で必要と認める 期間 ※週3日以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 1回の妊娠につき2週を超え ない範囲内で必要と認める 期間 |
| 産前休暇 | ○ | 有給 | 産前8週以内の申し出た期 間 | ○ | 有給 | 産前8週以内の申し出た期 間 | ○ | 有給 | 産前8週以内の申し出た期 間 |
| 産後休暇 | ○ | 有給 | 産前休暇取得開始日から 起算して16週以内の申し出 た期間 | ○ | 有給 | 産前休暇取得開始日から 起算して16週以内の申し出 た期間 | ○ | 有給 | 産前休暇取得開始日から 起算して16週以内の申し出 た期間 |
| 産前産後休暇の延長 | × | — | — | × | — | — | ○ | 有給 | 1週間以内で必要と認める 期間 |
| 産後通院休暇 | ○ | 有給 | 医師等が指示する保健指 導等に必要時間 | ○ | 有給 | 医師等が指示する保健指 導等に必要時間 | ○ | 有給 | 1回につき1日以内(医師等 の指示がある場合はその指 示する回数) |
| 流産休暇 | × | — | — | × | — | — | ○ | 有給 | 2週間以内で必要と認める 期間 |
| 流産・死産等で産前産後に よりがたい場合 | × | — | — | × | — | — | ○ | 有給 | 産前産後を通じて16週を 越えない範囲内で必要と認 める期間 |
| 育児時間休暇 (1歳半未満まで) | ○ | 有給 | 1日2回あわせて90分を超 えない範囲内で必要と認め る時間 | ○ | 有給 | 1日2回あわせて90分を超 えない範囲内で必要と認め る時間 | ○ | 有給 | 1日4回あわせて2時 間を超えない範囲内で必要 と認める時間 |
| 保育園送迎休暇 | × | — | — | × | — | — | ○ | 有給 | 1日につき30分の範囲内で 所定の勤務時間の始め又 は終わりにおいて必要と認 める時間 |
| 子の看護休暇 | ○ | 有給 | 中学生未満の子の看護で 年度で5日以内で必要と認 める期間 | ○ | 有給 | 中学生未満の子の看護で 年度で5日以内で必要と認 める期間 ※週3以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 中学生未満の子の看護で 年度で5日以内で必要と認 める期間 |
| 介護休暇 | ○ | 有給 | 年度で5日以内で必要と認 める期間 | ○ | 有給 | 年度で5日以内で必要と認 める期間 ※週3以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 年度で5日以内で必要と認 める期間 |
| 家族(乳幼児)の健康診査・ 健全育成 | × | — | — | × | — | — | ○ | 有給 | 年度で1日以内で必要と認 める期間 |
| 結婚休暇 | ○ | 有給 | 入籍等の1週間前から6ヶ 月の間で6日 | ○ | 有給 | 入籍等の1週間前から6ヶ 月の間で6日 ※週3以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 入籍等の1週間前から6ヶ 月の間で6日 |

| 休暇等の名称 | | 現行 | | | | | | 2022年度以降 | | |
|----------|-------------------|-------------------------|---|--|-----------------------|---|--|---------------------------|--|---|
| | | 特定有期雇用教職員 病院特定有期雇用職員 | | | 短時間勤務教職員 病院短時間勤務職員 | | | 有期・無期雇用教職員 病院有期・無期雇用職員 | | |
| | | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 |
| 特別 休暇 | 忌引休暇 | ○ | 有給 | 続柄に応じて10日以内 | ○ | 有給 | 続柄に応じて10日以内 | ○ | 有給 | 続柄に応じて10日以内 |
| | 配偶者分べん休暇 | ○ | 有給 | 入院～分娩後2週間で3日 以内の期間又は時間 | ○ | 有給 | 入院～分娩後2週間で3日 以内の期間又は時間 | ○ | 有給 | 入院～分娩後2週間で3日 以内の期間又は時間 |
| | 育児参加休暇 | ○ | 有給 | 5日以内(分べんにかかる 子の養育(産後16週までに 必要な日又は期間) (小学校未就学児の養育 (出産予定8週前から産後8 週までに必要な期間又は時 間)) ※週3以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 5日以内(分べんにかかる 子の養育(産後16週までに 必要な日又は期間) (小学校未就学児の養育 (出産予定8週前から産後8 週までに必要な期間又は時 間)) ※週3以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 5日以内(分べんにかかる 子の養育(産後16週までに 必要な日又は期間) (小学校未就学児の養育 (出産予定8週前から産後8 週までに必要な期間又は時 間)) |
| | ボランティア休暇 | ○ | 有給 | 年度で5日以内で必要と認 める期間又は時間 | ○ | 有給 | 年度で5日以内で必要と認 める期間又は時間 ※週3以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 年度で5日以内で必要と認 める期間又は時間 |
| | ドナー休暇 | ○ | 有給 | 必要と認める期間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 就業の禁止 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 夏季休暇 | ○ | 有給 | 7/1から9/30の間で5日以 内で必要と認める期間 | ○ | 有給 | 7/1から9/30の間で5日以 内で必要と認める期間 ※週4以上勤務のみ対象 | ○ | 有給 | 6/1から9/30の間で週勤 務日数に応じて5日以内で 必要と認める期間 |
| | 人工透析休暇 | ○ | 有給 | 1回4時間を超えない範囲 内で必要と認める時間 ※職免 | ○ | 有給 | 1回4時間を超えない範囲 内で必要と認める時間 ※職免 | ○ | 有給 | 1回4時間を超えない範囲 内で必要と認める時間 |
| | リフレッシュ休暇 | × | — | — | × | — | — | × | — | — |
| | 補助犬・補装具等の貸与給 付 | × | — | — | × | — | — | ○ | 有給 | 最小限度必要と認める期間 又は時間 |
| | 公職立候補 | ○ | 無給 | 立候補等の届出の日から 選挙の期日まで | ○ | 無給 | 立候補等の届出の日から 選挙の期日まで | ○ | 無給 | 立候補等の届出の日から 選挙の期日まで |
| | 公職従事 | ○ | 無給 | 必要と認められる期間 | ○ | 無給 | 必要と認められる期間 | ○ | 無給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 育児時間休暇 (1歳半以上) | ○ | 無給 | 勤務時間の始め又は終わり において、1日2時間以内 ※育児部分休業 | ○ | 無給 | 勤務時間の始め又は終わり において、1日2時間以内 ※育児部分休業 | ○ | 無給 | 勤務時間の始め又は終わり で1日2回あわせて2時間を 超えない範囲内で必要と認 める時間 |
| | 学童保育出迎え | ○ | 無給 | 勤務時間の始め又は終わり でそれぞれ60分以内で必 要と認める時間 ※職免 | × | — | — | ○ | 無給 | 勤務時間の始め又は終わり でそれぞれ60分以内で必 要と認める時間 |
| | 看護・介護 | ○ | 無給 | 親族の看護又は父母の介 護について、勤務時間の始 め又は終わりで1日通じて 30分以内で必要と認める時 間 ※職免 | × | — | — | ○ | 無給 | 親族の看護又は父母の介 護について、勤務時間の始 め又は終わりで1日通じて 30分以内で必要と認める時 間 |
| 配偶者等の介護 | × | — | — | × | — | — | ○ | 無給 | 年度で断続的に30回以 内、1日又は1日以内で必 要な時間 (配偶者、2親等内親族、配 偶者父母の介護) | |
| 介護時間休暇 | ○ | 無給 | 3年以内で勤務時間の始め 又は終わりにおいて1日2時 間以内で必要な時間 ※介護時間 | ○ | 無給 | 3年以内で勤務時間の始め 又は終わりにおいて1日2時 間以内で必要な時間 ※介護時間 | ○ | 無給 | 3年以内で勤務時間の始め 又は終わりにおいて1日2時 間以内で必要な時間 | |
| 夜間学校通学 | ○ | 無給 | 勤務時間の終わりで1回2時 間以内で必要な時間 ※職免 | × | — | — | ○ | 無給 | 勤務時間の終わりで1回2時 間以内で必要な時間 | |

| 休暇等の名称 | | 現行 | | | | | | 2022年度以降 | | |
|------------|------------------|-------------------------|-------|---|-----------------------|-------|--------------|---------------------------|-------|---|
| | | 特定有期雇用教職員 病院特定有期雇用職員 | | | 短時間勤務教職員 病院短時間勤務職員 | | | 有期・無期雇用教職員 病院有期・無期雇用職員 | | |
| | | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 | 制度 有無 | 有給/無給 | 内容 |
| | 生理休暇 (年間13回超) | ○ | 無給 | 請求した期間 | ○ | 無給 | 請求した期間 | ○ | 無給 | 請求した期間 |
| 勤務しないことの承認 | 厚生計画実施参加 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 組合活動(有給) | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 兼業(有給) | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | × | — | — | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 講演会等講演実施 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 無給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 有給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 献血 | ○ | 有給 | 必要と認める時間 | ○ | 有給 | 必要と認める時間 | ○ | 有給 | 必要と認める時間 |
| | 組合活動(無給) | ○ | 無給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 無給 | 必要と認める期間又は時間 | ○ | 無給 | 必要と認める期間又は時間 |
| | 復職支援 | ○ | 無給 | 勤務時間の始めから又は終わりまで引き続く4時間30分を超えない範囲内で必要と認める時間 | × | — | — | ○ | 無給 | 勤務時間の始めから又は終わりまで引き続く4時間30分を超えない範囲内で必要と認める時間 |
| | 兼業(無給) | ○ | 無給 | ※勤務しない時間分給料を減額 | × | — | — | ○ | 無給 | 必要と認める期間又は時間 |

【別紙：現職種からの移行表(市大)】

※個別の労働契約により、この移行表と異なる取扱いとなる場合は、この限りではありません。

| 勤務時間 | 市大職名 | | | | |
|----------|--------------|----------------|--------------|------------|-------------|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| フル | 特定有期雇用教職員 | 特任教員 | 特任教授 | 専任教員に準じて決定 | |
| | | | 特任准教授 | | |
| | | | 特任講師 | | |
| | | | 特任助教 | | |
| | | 特別招へい教員 | | | 年俸制 |
| | | 特命教員 | 特命教授 | | 個別に定める |
| | | | 特命准教授 | | 個別に定める |
| | | 博士研究員 | | | 306,000 円/月 |
| | | 病院講師 | | | 504,500 円/月 |
| | | 病院事務職員 | 医療事務A | | 230,000 円/月 |
| | | | 医療事務B | | 190,000 円/月 |
| | | | ドクターズアシスタントA | | 210,000 円/月 |
| | | | ドクターズアシスタントB | | 175,000 円/月 |
| | | | 診療情報管理 | | 200,000 円/月 |
| | | | 健診事務 | | 210,000 円/月 |
| | | 一般職員 | 一般職員(課長級) | | 380,000 円/月 |
| | | | 一般職員(課長代理級) | | 340,000 円/月 |
| | | | 一般職員(係長級) | | 320,000 円/月 |
| | | | 一般職員(係員) | | 215,000 円/月 |
| | | URA | URA(S) | | 個別に定める |
| | | | URA(A) | | 561,000 円/月 |
| | | | URA(B) | | 432,000 円/月 |
| | | | URA(C) | | 373,000 円/月 |
| | | | URA(D) | | 303,000 円/月 |
| | | | URA(E) | | 257,000 円/月 |
| | | プロジェクトコーディネーター | プロジェクトCD(S) | | 個別に定める |
| | | | プロジェクトCD(A) | | 432,000 円/月 |
| | | | プロジェクトCD(B) | | 373,000 円/月 |
| | | | プロジェクトCD(C) | | 303,000 円/月 |
| | | | プロジェクトCD(D) | | 257,000 円/月 |
| | | 特任研究員 | 特任研究員(S) | | 個別に定める |
| | | | 特任研究員(A) | | 561,000 円/月 |
| 特任研究員(B) | | | 432,000 円/月 | | |
| 特任研究員(C) | | | 373,000 円/月 | | |
| 特任研究員(D) | | | 303,000 円/月 | | |
| 再雇用職員 | 再雇用職員(課長代理級) | | 407,000 円/月 | | |
| | 再雇用職員(係長級) | | 369,800 円/月 | | |
| | 再雇用職員(主任級) | | 336,200 円/月 | | |
| | 再雇用職員(係員) | | 309,500 円/月 | | |

| 移行先新職名 | | | 備考 |
|----------------|------------------|-------------|---------------|
| 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| 特任教員 | 特任教授 | 専任教員に準じて決定 | |
| | 特任准教授 | | |
| | 特任講師 | | |
| | 特任助教 | | |
| 特別招へい教員 | | 年俸制 | |
| 特任教員 | 特任教授 | 専任教員に準じて決定 | |
| | 特任准教授 | 専任教員に準じて決定 | |
| 特任研究員 | 特任研究員E | 316,000 円/月 | |
| 病院講師 | | 504,500 円/月 | 名称・金額変更なし |
| 病院事務職員 | 医療事務A | 230,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| | 医療事務B | 190,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| | ドクターズアシスタントA | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| | ドクターズアシスタントB | 175,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| | 診療情報管理 | 200,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| | 健診事務 | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| - | - | - | 在職者なし |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |
| URA | URA S | 個別に定める | |
| | URA A | 568,000 円/月 | |
| | URA B | 442,000 円/月 | |
| | URA C | 379,000 円/月 | |
| | URA D | 316,000 円/月 | |
| | URA E | 268,000 円/月 | |
| プロジェクトコーディネーター | プロジェクトコーディネーター-S | 個別に定める | |
| | プロジェクトコーディネーター-A | 442,000 円/月 | |
| | プロジェクトコーディネーター-B | 379,000 円/月 | |
| | プロジェクトコーディネーター-C | 316,000 円/月 | |
| | プロジェクトコーディネーター-D | 268,000 円/月 | |
| 特任研究員 | 特任研究員S | 個別に定める | |
| | 特任研究員A | 568,000 円/月 | |
| | 特任研究員B | 442,000 円/月 | |
| | 特任研究員C | 379,000 円/月 | |
| | 特任研究員E | 316,000 円/月 | |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | - | 在職者は経過措置として残る |

| 勤務時間 | 市大職名 | | | |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 |
| 短時間勤 | | 特任教員 | 特任教授S | 個別に定める |
| | | | 特任教授 | 3,552 円/時間 |
| | | | 特任准教授 | 2,737 円/時間 |
| | | | 特任講師 | 2,366 円/時間 |
| | | | 特任助教 | 2,036 円/時間 |
| | | 特命教員 | 特命教授 | 個別に定める |
| | | | 特命准教授 | 個別に定める |
| | | 特任研究員 | 特任研究員S | 個別に定める |
| | | | 特任研究員A | 3,552 円/時間 |
| | | | 特任研究員B | 2,737 円/時間 |
| | | | 特任研究員C | 2,366 円/時間 |
| | | | 特任研究員D | 2,036 円/時間 |
| | | 博士研究員 | | 1,924 円/時間 |
| | | 研究員 | 研究員A | 1,800 円/時間 |
| | | | 研究員B | 1,700 円/時間 |
| | | | 研究員C | 1,600 円/時間 |
| | | | 研究員D | 1,500 円/時間 |
| | | 研究補佐員 | 研究補佐A | 1,400 円/時間 |
| | | | 研究補佐B | 1,300 円/時間 |
| | | | 研究補佐C | 1,200 円/時間 |
| | 研究補佐D | | 1,100 円/時間 | |
| | 研究補佐E | | 1,000 円/時間 | |
| | 治験コーディネーター | コーディネーター-A | 2,633 円/時間 | |
| | | コーディネーター-B | 2,212 円/時間 | |
| | | コーディネーター-C | 1,947 円/時間 | |
| | | コーディネーター-D | 1,679 円/時間 | |
| | | コーディネーター-E | 1,317 円/時間 | |
| | 短時間勤務専門職員 | カウンセラー | 2,727 円/時間 | |
| | | 就職相談員 | 1,940 円/時間 | |
| | | 医療事務補佐 | 1,317 円/時間 | |
| | | 医療事務補助 | 1,100 円/時間 | |
| | | 診療情報管理事務補助 | 1,200 円/時間 | |
| | 短時間勤務医療職員 | 看護師 | 1,679 円/時間 | |
| | | 保健師 | 1,679 円/時間 | |
| | | 臨床検査技師 | 1,576 円/時間 | |
| | | 診療放射線技師 | 1,576 円/時間 | |
| | | 管理栄養士 | 1,576 円/時間 | |
| | 短時間勤務一般職員 | 一般職(補佐) | 1,317 円/時間 | |
| | | 一般職(補助) | 992 円/時間 | |
| | | 実習補助(1部) | 1,086 円/時間 | |
| | | 実習補助(2部) | 1,146 円/時間 | |
| | リサーチアシスタント | | 1,360 円/時間 | |
| | URA | URA(S) | 個別に定める | |
| | | URA(A) | 3,552 円/時間 | |
| URA(B) | | 2,737 円/時間 | | |
| URA(C) | | 2,366 円/時間 | | |
| URA(D) | | 1,924 円/時間 | | |

| 移行先新職名 | | | 備考 |
|------------|--------------|------------|------------|
| 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| 特任教員 | 特任教授S | 個別に定める | |
| | 特任教授 | 3,600 円/時間 | |
| | 特任准教授 | 2,800 円/時間 | |
| | 特任講師 | 2,400 円/時間 | |
| | 特任助教 | 2,100 円/時間 | |
| 特命教員 | 特任教授 | 3,600 円/時間 | 給料は個別に決定も可 |
| | 特任准教授 | 2,800 円/時間 | 給料は個別に決定も可 |
| 特任研究員 | 特任研究員S | 個別に定める | |
| | 特任研究員A | 3,600 円/時間 | |
| | 特任研究員B | 2,800 円/時間 | |
| | 特任研究員C | 2,400 円/時間 | |
| | 特任研究員D | 2,100 円/時間 | |
| 特任研究員 | 特任研究員E | 2,000 円/時間 | |
| シニア研究員 | シニア研究員B | 1,800 円/時間 | |
| 研究員 | 研究員A | 1,700 円/時間 | |
| | 研究員B | 1,600 円/時間 | |
| | 研究員C | 1,500 円/時間 | |
| 研究補佐 | 研究補佐A | 1,400 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 研究補佐B | 1,300 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 研究補佐C | 1,200 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 研究補佐D | 1,100 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 研究補佐E | 1,000 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 治験コーディネーター | 治験コーディネーター-A | 2,633 円/時間 | |
| | 治験コーディネーター-B | 2,212 円/時間 | |
| | 治験コーディネーター-C | 1,947 円/時間 | |
| | 治験コーディネーター-D | 1,679 円/時間 | |
| | 治験コーディネーター-E | 1,317 円/時間 | |
| 学生相談カウンセラー | | 2,727 円/時間 | |
| キャリアカウンセラー | | 2,000 円/時間 | |
| 医療事務補佐 | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 医療事務補助 | | 1,100 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 診療情報管理事務補助 | | 1,200 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 看護師 | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 保健師 | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 臨床検査技師 | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 診療放射線技師 | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 管理栄養士 | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 一般職(補佐) | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 一般職(補助) | | 992 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| - | - | - | 在職者なし |
| - | - | - | 在職者なし |
| リサーチアシスタント | | 1,360 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| URA S | | 個別に定める | |
| URA A | | 3,600 円/時間 | |
| URA B | | 2,800 円/時間 | |
| URA C | | 2,400 円/時間 | |
| URA D | | 2,000 円/時間 | |

| 勤務時間 | 市大職名 | | | | | |
|--------------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | | 給料単価 | |
| パート | 務教職員 | プロジェクトコーディネーター | URA(E) | | 1,629 円/時間 | |
| | | | プロジェクトCD(S) | | 個別に定める | |
| | | | プロジェクトCD(A) | | 2,737 円/時間 | |
| | | | プロジェクトCD(B) | | 2,366 円/時間 | |
| | | | プロジェクトCD(C) | | 1,924 円/時間 | |
| | | | プロジェクトCD(D) | | 1,629 円/時間 | |
| | 非常勤講師 | 100分 | 日本人 | 20年以上 | 13,385 円/1コマ | |
| | | | | 10年以上20年未満 | 11,443 円/1コマ | |
| | | | | 10年未満 | 9,823 円/1コマ | |
| | | | 外国人 | 20年以上 | 16,192 円/1コマ | |
| | | | | 10年以上20年未満 | 13,492 円/1コマ | |
| | | | | 10年未満 | 10,578 円/1コマ | |
| | | | 90分 | 日本人 | 20年以上 | 12,046 円/1コマ |
| | | | | | 10年以上20年未満 | 10,298 円/1コマ |
| | | | | | 10年未満 | 8,840 円/1コマ |
| | | | | 外国人 | 20年以上 | 14,572 円/1コマ |
| | | | | | 10年以上20年未満 | 12,142 円/1コマ |
| | | | | | 10年未満 | 9,520 円/1コマ |
| | | 60分 | 日本人 | 20年以上 | 8,031 円/1コマ | |
| | | | | 10年以上20年未満 | 6,866 円/1コマ | |
| | | | | 10年未満 | 5,894 円/1コマ | |
| | | | 外国人 | 20年以上 | 9,715 円/1コマ | |
| | | | | 10年以上20年未満 | 8,095 円/1コマ | |
| | | | | 10年未満 | 6,347 円/1コマ | |
| | | 50分 | 日本人 | 20年以上 | 6,023 円/1コマ | |
| | | | | 10年以上20年未満 | 5,149 円/1コマ | |
| | | | | 10年未満 | 4,420 円/1コマ | |
| | | | 外国人 | 20年以上 | 7,286 円/1コマ | |
| | | | | 10年以上20年未満 | 6,071 円/1コマ | |
| | | | | 10年未満 | 4,760 円/1コマ | |
| | 日本語補講講師 | 100分 | 10年以上 | 10,667 円/1コマ | | |
| | | | 10年未満 | 9,223 円/1コマ | | |
| | | 90分 | 10年以上 | 9,600 円/1コマ | | |
| 10年未満 | | | 8,300 円/1コマ | | | |
| ティーチングアシスタント | 100分 | | 2,267 円/1コマ | | | |
| | 90分 | | 2,040 円/1コマ | | | |
| | 60分 | | 1,360 円/1コマ | | | |
| | 50分 | | 1,020 円/1コマ | | | |
| チューテントアシスタント | 100分 | | 1,654 円/1コマ | | | |
| | 90分 | | 1,488 円/1コマ | | | |
| | 60分 | | 992 円/1コマ | | | |
| | 50分 | | 827 円/1コマ | | | |
| 日嘱医師 | | | 24,520 円/日 | | | |
| 法曹実務教員 | | | 350,000 円/月 | | | |
| 断続的労働職員 | 外国人留学生宿舎管理人 | | 96,600 円/月 | | | |
| | 看護職員宿舎若草寮管理人 | | 42,500 円/月 | | | |
| | 看護職員宿舎西今川寮管理人 | | 39,900 円/月 | | | |

| 移行先新職名 | | | 備考 |
|------------------|-------|--------------|--------------------------------|
| 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| URA E | | 1,700 円/時間 | |
| プロジェクトコーディネーター-S | | 個別に定める | |
| プロジェクトコーディネーター-A | | 2,800 円/時間 | |
| プロジェクトコーディネーター-B | | 2,400 円/時間 | |
| プロジェクトコーディネーター-C | | 2,000 円/時間 | |
| プロジェクトコーディネーター-D | | 1,700 円/時間 | |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| 非常勤講師 | 90分授業 | 12,100 円/1コマ | |
| | | 12,100 円/1コマ | |
| | | 12,100 円/1コマ | |
| | | 12,100 円/1コマ | 在職者は現行市大単価適用 |
| | | 12,100 円/1コマ | 在職者は現行市大単価適用 |
| | | 12,100 円/1コマ | |
| | 60分授業 | 8,067 円/1コマ | |
| | | 8,067 円/1コマ | |
| | | 8,067 円/1コマ | |
| | | 8,067 円/1コマ | 在職者は現行市大単価適用 |
| | | 8,067 円/1コマ | 在職者は現行市大単価適用 |
| | | 8,067 円/1コマ | |
| | 50分授業 | 6,050 円/1コマ | |
| | | 6,050 円/1コマ | |
| | | 6,050 円/1コマ | |
| | | 6,050 円/1コマ | 在職者は現行市大単価適用 |
| | | 6,050 円/1コマ | 在職者は現行市大単価適用 |
| | | 6,050 円/1コマ | |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| - | - | - | 100分→90分に移行 |
| 日本語補講講師 | 90分授業 | 9,600 円/1コマ | |
| ティーチングアシスタント | | 1,200 円/時間 | コマ制から時給制に移行 授業時間外の業務にも給与を支給 |
| チューテントアシスタント | | 992 円/時間 | コマ制から時給制に移行 授業時間外の業務にも給与を支給 |
| - | - | - | 在職者なし |
| 法曹実務教員 | | 350,000 円/月 | 名称・金額変更なし |
| - | - | - | 在職者なし |
| 看護職員宿舎若草寮管理人 | | 42,500 円/月 | 名称・金額変更なし |
| - | - | - | 在職者なし |

| 勤務時間 | 市大職名 | | | | 給料単価 | 移行先新職名 | | | 備考 | | |
|--------|------|---------|------|--|------|------------|------|---------|------------|------------------------------------|------------|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | | | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | | | |
| 臨時雇用職員 | | 一般職補助 | | | | 992 円/時間 | → | 一般職(補助) | 992 円/時間 | 臨時雇用職員の区分は廃止 パートタイム有期雇用教職員として雇用 | |
| | | 研究補佐A | | | | 1,400 円/時間 | → | 研究補佐 | 研究補佐A | | 1,400 円/時間 |
| | | 研究補佐B | | | | 1,300 円/時間 | → | | 研究補佐B | | 1,300 円/時間 |
| | | 研究補佐C | | | | 1,200 円/時間 | → | | 研究補佐C | | 1,200 円/時間 |
| | | 研究補佐D | | | | 1,100 円/時間 | → | | 研究補佐D | | 1,100 円/時間 |
| | | 研究補佐E | | | | 1,000 円/時間 | → | | 研究補佐E | | 1,000 円/時間 |
| | | 看護師 | | | | 1,679 円/時間 | → | 看護師 | 1,679 円/時間 | | |
| | | 保健師 | | | | 1,679 円/時間 | → | 保健師 | 1,679 円/時間 | | |
| | | 臨床検査技師 | | | | 1,576 円/時間 | → | 臨床検査技師 | 1,576 円/時間 | | |
| | | 診療放射線技師 | | | | 1,576 円/時間 | → | 診療放射線技師 | 1,576 円/時間 | | |
| | | 管理栄養士 | | | | 1,576 円/時間 | → | 管理栄養士 | 1,576 円/時間 | | |
| | | 医療事務補佐 | | | | 1,317 円/時間 | → | 医療事務補佐 | 1,317 円/時間 | | |

【別紙：2022年度以降の職種一覧(法人)】

| 勤務時間 | 区分 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | 職務等 |
|------|--------|----------------|--|---|---------------------------------------|
| フル | 教育・研究 | 特任教員 | 特任教授 特任准教授 特任講師 特任助教 | 専任教員に準じて決定 | 教育・研究・診療に従事 |
| フル | 教育・研究 | 特別招へい教員 | | 年俸表により決定 | 教育研究活動を国際的に推進するために教育・研究に従事 |
| フル | 教育・研究 | 病院講師 | | 504,500 円/月 | 医学部において診療・教育・研究に従事 |
| パート | 教育・研究 | 特任教員 | 特任教授 特任准教授 特任講師 特任助教 | 3,600 円/時間 2,800 円/時間 2,400 円/時間 2,100 円/時間 | 教育・研究・診療に従事 |
| パート | 教育 | 非常勤講師 | 90分授業 60分授業 50分授業 | 12,100 円/1コマ 8,067 円/1コマ 6,050 円/1コマ | カリキュラムにおける授業(講義、演習、実験・実習)に従事 |
| パート | 教育 | 非常勤助手 | 単位認定有 単位認定無 | 2,540 円/時間 1,860 円/時間 | |
| パート | 教育 | 日本語補講講師 | 90分授業 | 9,600 円/1コマ | 日本語補講の講義に従事 |
| パート | 教育 | 法曹実務教員 | | 350,000 円/月 | 法曹実務家であって、法曹養成専攻における教育に従事 |
| パート | 教育 | ティーチングフェロー | | 1,500 円/時間 | |
| パート | 教育 | ティーチングアシスタント | | 1,200 円/時間 | 教員と共同して、教育を支援する業務に従事 |
| パート | 教育 | スチューデントアシスタント | | 992 円/時間 | |
| パート | 教育 | 教育支援員 | | 個別に定める | 教育を支援する業務に従事 |
| フル | 研究 | 特任研究員 | 特任研究員S 特任研究員A 特任研究員B 特任研究員C 特任研究員D 特任研究員E | 個別に定める 568,000 円/月 442,000 円/月 379,000 円/月 331,000 円/月 316,000 円/月 | 高度な研究又は技術経験をもって、研究に従事 |
| パート | 研究 | 特任研究員 | 特任研究員S 特任研究員A 特任研究員B 特任研究員C 特任研究員D 特任研究員E | 個別に定める 3,600 円/時間 2,800 円/時間 2,400 円/時間 2,100 円/時間 2,000 円/時間 | 高度な研究又は技術経験をもって、研究に従事 |
| パート | 研究 | シニア研究員 | シニア研究員A シニア研究員B | 1,900 円/時間 1,800 円/時間 | 教員の指導を伴わずに高度な研究に従事 |
| パート | 研究 | 研究員 | 研究員A 研究員B 研究員C | 1,700 円/時間 1,600 円/時間 1,500 円/時間 | 研究に従事 |
| パート | 研究 | 研究補佐 | 研究補佐A 研究補佐B 研究補佐C 研究補佐D 研究補佐E | 1,400 円/時間 1,300 円/時間 1,200 円/時間 1,100 円/時間 1,000 円/時間 | 研究を補佐する業務に従事 |
| パート | 研究 | リサーチアシスタント | | 1,360 円/時間 | 教員と共同して、研究を支援する業務に従事 |
| フル | URA・CD | URA | URA S URA A URA B URA C URA D URA E | 個別に定める 568,000 円/月 442,000 円/月 379,000 円/月 316,000 円/月 268,000 円/月 | 全学的な研究推進、研究成果活用促進に係る企画立案及び支援にかかる業務に従事 |
| フル | URA・CD | プロジェクトコーディネーター | プロジェクトコーディネーター-S プロジェクトコーディネーター-A プロジェクトコーディネーター-B プロジェクトコーディネーター-C プロジェクトコーディネーター-D | 個別に定める 442,000 円/月 379,000 円/月 316,000 円/月 268,000 円/月 | 特定のプロジェクトについて事業の運営又は知的財産の管理に従事 |
| パート | URA・CD | URA | URA S URA A URA B URA C URA D URA E | 個別に定める 3,600 円/時間 2,800 円/時間 2,400 円/時間 2,000 円/時間 1,700 円/時間 | 全学的な研究推進、研究成果活用促進に係る企画立案及び支援にかかる業務に従事 |
| パート | URA・CD | プロジェクトコーディネーター | プロジェクトコーディネーター-S プロジェクトコーディネーター-A プロジェクトコーディネーター-B プロジェクトコーディネーター-C プロジェクトコーディネーター-D | 個別に定める 2,800 円/時間 2,400 円/時間 2,000 円/時間 1,700 円/時間 | 特定のプロジェクトについて事業の運営又は知的財産の管理に従事 |

| 勤務時間 | 区分 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | 職務等 |
|------|--------|-------------------|--------------|-------------|------------------------------------|
| パート | URA・CD | 治験コーディネーター | 治験コーディネーター-A | 2,633 円/時間 | 臨床試験の支援にかかる業務に従事 |
| | | | 治験コーディネーター-B | 2,212 円/時間 | |
| | | | 治験コーディネーター-C | 1,947 円/時間 | |
| | | | 治験コーディネーター-D | 1,679 円/時間 | |
| | | | 治験コーディネーター-E | 1,317 円/時間 | |
| パート | 事務・技術 | 一般職(補佐) | | 1,317 円/時間 | 一般的な事務又は技術に関する職務を補佐する業務に従事 |
| パート | 事務・技術 | 一般職(補助) | | 992 円/時間 | |
| パート | 専門職 | 臨床心理専門相談員 | | 個別に定める | 心理臨床センターにおける心理相談業務に従事 |
| パート | 専門職 | 学生相談カウンセラー | | 2,727 円/時間 | 学生のカウンセリング業務に従事 |
| パート | 専門職 | キャリアカウンセラー | | 2,000 円/時間 | 学生の就職相談業務に従事 |
| パート | 専門職 | 学校医 | | 25,000 円/月 | 学校保健法に基づく学校医の業務 |
| パート | 専門職 | 産業医 | | 25,000 円/月 | 労働安全衛生法に基づく産業医の業務 |
| フル | 病院事務 | 病院事務職員 | 医療事務A | 230,000 円/月 | 医療事務、診療情報管理又は健診事務その他の病院運営に特有の事務に従事 |
| | | | 医療事務B | 190,000 円/月 | |
| | | | ドクターズアシスタントA | 210,000 円/月 | |
| | | | ドクターズアシスタントB | 175,000 円/月 | |
| | | | 診療情報管理 | 200,000 円/月 | |
| | | | 健診事務 | 210,000 円/月 | |
| パート | 病院事務 | 医療事務補佐 | | 1,317 円/時間 | 医療事務に関する職務を補佐する業務に従事 |
| パート | 病院事務 | 医療事務補助 | | 1,100 円/時間 | |
| パート | 病院事務 | 診療情報管理事務補助 | | 1,200 円/時間 | 診療情報管理事務に関する職務を補佐する業務に従事 |
| パート | 医療職 | 保健師 | | 1,679 円/時間 | 保健師の免許を要する業務に従事 |
| パート | 医療職 | 看護師 | | 1,679 円/時間 | 看護師の免許を要する業務に従事 |
| パート | 医療職 | 管理栄養士 | | 1,576 円/時間 | 管理栄養士の免許を要する業務に従事 |
| パート | 医療職 | 臨床検査技師 | | 1,576 円/時間 | 臨床検査技師の免許を要する業務に従事 |
| パート | 医療職 | 診療放射線技師 | | 1,576 円/時間 | 診療放射線技師の免許を要する業務に従事 |
| パート | その他 | 看護職員宿舎若草寮管理人 | | 42,500 円/月 | 若草寮の管理人業務に従事 |
| フル | 獣医師 | 特任臨床教授 | 8号 | 639,630 円/月 | |
| | | | 7号 | 632,630 円/月 | |
| | | | 6号 | 625,630 円/月 | |
| | | | 5号 | 617,630 円/月 | |
| | | | 4号 | 610,630 円/月 | |
| | | | 3号 | 602,630 円/月 | |
| | | | 2号 | 595,630 円/月 | |
| | | | 1号 | 587,630 円/月 | |
| フル | 獣医師 | 特任臨床准教授 | 8号 | 526,520 円/月 | |
| | | | 7号 | 508,520 円/月 | |
| | | | 6号 | 490,520 円/月 | |
| | | | 5号 | 478,520 円/月 | |
| | | | 4号 | 466,520 円/月 | |
| | | | 3号 | 454,520 円/月 | |
| | | | 2号 | 442,520 円/月 | |
| | | | 1号 | 430,520 円/月 | |
| フル | 獣医師 | 特任臨床講師 | 8号 | 420,240 円/月 | |
| | | | 7号 | 415,240 円/月 | |
| | | | 6号 | 410,240 円/月 | |
| | | | 5号 | 405,240 円/月 | |
| | | | 4号 | 400,240 円/月 | |
| | | | 3号 | 395,240 円/月 | |
| | | | 2号 | 390,230 円/月 | |
| | | | 1号 | 385,230 円/月 | |
| フル | 獣医師 | 特任臨床助教 | 5号 | 380,220 円/月 | |
| | | | 4号 | 375,220 円/月 | |
| | | | 3号 | 370,220 円/月 | |
| | | | 2号 | 365,220 円/月 | |
| | | | 1号 | 360,220 円/月 | |
| フル | 獣医師 | 勤務獣医師 (経験5年以上) | 8号 | 315,170 円/月 | 獣医臨床センターにおいて、獣医師として診療に従事 |
| | | | 7号 | 310,170 円/月 | |
| | | | 6号 | 305,170 円/月 | |
| | | | 5号 | 300,170 円/月 | |
| | | | 4号 | 295,170 円/月 | |
| | | | 3号 | 290,170 円/月 | |
| | | | 2号 | 285,170 円/月 | |
| | | | 1号 | 280,170 円/月 | |
| | | 勤務獣医師 (経験5年未満) | 4号 | 275,160 円/月 | |
| | | | 3号 | 270,160 円/月 | |
| | | | 2号 | 265,160 円/月 | |
| | | | 1号 | 260,160 円/月 | |

| 勤務時間 | 区分 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | 職務等 |
|------|-------|-------------------|------|-------------|-----|
| フル | 獣医師 | 研修獣医師 | 4号 | 226,130 円/月 | |
| | | | 3号 | 221,130 円/月 | |
| | | | 2号 | 216,130 円/月 | |
| | | | 1号 | 211,130 円/月 | |
| パート | 獣医師 | 特任臨床教授 | | 個別に定める | |
| パート | 獣医師 | 特任臨床准教授 | | 個別に定める | |
| パート | 獣医師 | 特任臨床講師 | 8号 | 2,630 円/時間 | |
| | | | 7号 | 2,600 円/時間 | |
| | | | 6号 | 2,570 円/時間 | |
| | | | 5号 | 2,540 円/時間 | |
| | | | 4号 | 2,510 円/時間 | |
| | | | 3号 | 2,470 円/時間 | |
| | | | 2号 | 2,440 円/時間 | |
| | | | 1号 | 2,410 円/時間 | |
| パート | 獣医師 | 特任臨床助教 | 5号 | 2,380 円/時間 | |
| | | | 4号 | 2,350 円/時間 | |
| | | | 3号 | 2,320 円/時間 | |
| | | | 2号 | 2,290 円/時間 | |
| | | | 1号 | 2,260 円/時間 | |
| パート | 獣医師 | 勤務獣医師 (経験5年以上) | 8号 | 1,970 円/時間 | |
| | | | 7号 | 1,940 円/時間 | |
| | | | 6号 | 1,910 円/時間 | |
| | | | 5号 | 1,880 円/時間 | |
| | | | 4号 | 1,850 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,820 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,790 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,760 円/時間 | |
| パート | 獣医師 | 勤務獣医師 (経験5年未満) | 4号 | 1,720 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,690 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,660 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,630 円/時間 | |
| パート | 獣医師 | 研修獣医師 | 4号 | 1,420 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,390 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,360 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,320 円/時間 | |
| フル | 動物看護師 | 動物看護師長 | 6号 | 270,000 円/月 | |
| | | | 5号 | 268,000 円/月 | |
| | | | 4号 | 266,000 円/月 | |
| | | | 3号 | 264,000 円/月 | |
| | | | 2号 | 262,000 円/月 | |
| | | | 1号 | 260,000 円/月 | |
| フル | 動物看護師 | 主任動物看護師 | 3号 | 258,000 円/月 | |
| | | | 2号 | 256,000 円/月 | |
| | | | 1号 | 254,000 円/月 | |
| フル | 動物看護師 | 専任動物看護師Ⅱ | 3号 | 253,150 円/月 | |
| | | | 2号 | 251,150 円/月 | |
| | | | 1号 | 249,150 円/月 | |
| フル | 動物看護師 | 専任動物看護師Ⅰ | 6号 | 238,800 円/月 | |
| | | | 5号 | 236,800 円/月 | |
| | | | 4号 | 234,800 円/月 | |
| | | | 3号 | 232,800 円/月 | |
| | | | 2号 | 230,800 円/月 | |
| | | | 1号 | 228,800 円/月 | |
| フル | 動物看護師 | 動物看護師 (経験5年以上) | 6号 | 218,450 円/月 | |
| | | | 5号 | 216,450 円/月 | |
| | | | 4号 | 214,450 円/月 | |
| | | | 3号 | 212,450 円/月 | |
| | | | 2号 | 210,450 円/月 | |
| | | | 1号 | 208,450 円/月 | |
| フル | 動物看護師 | 動物看護師 (経験5年未満) | 6号 | 198,110 円/月 | |
| | | | 5号 | 196,110 円/月 | |
| | | | 4号 | 194,110 円/月 | |
| | | | 3号 | 192,110 円/月 | |
| | | | 2号 | 190,110 円/月 | |
| | | | 1号 | 188,110 円/月 | |

| 勤務時間 | 区分 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | 職務等 |
|------|-------|-----------------------|------|------------|-----------|
| パート | 動物看護師 | 動物看護師長 | 6号 | 1,700 円/時間 | 動物看護業務に従事 |
| | | | 5号 | 1,680 円/時間 | |
| | | | 4号 | 1,670 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,650 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,640 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,630 円/時間 | |
| パート | 動物看護師 | 主任動物看護師 | 3号 | 1,620 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,600 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,590 円/時間 | |
| パート | 動物看護師 | 専任動物看護師Ⅱ | 3号 | 1,580 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,570 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,560 円/時間 | |
| パート | 動物看護師 | 専任動物看護師Ⅰ | 6号 | 1,500 円/時間 | |
| | | | 5号 | 1,480 円/時間 | |
| | | | 4号 | 1,470 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,460 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,450 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,430 円/時間 | |
| パート | 動物看護師 | 動物看護師 (経験5年以上) | 6号 | 1,370 円/時間 | |
| | | | 5号 | 1,360 円/時間 | |
| | | | 4号 | 1,350 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,330 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,320 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,310 円/時間 | |
| パート | 動物看護師 | 動物看護師 (経験1年以上5年未満) | 6号 | 1,240 円/時間 | |
| | | | 5号 | 1,230 円/時間 | |
| | | | 4号 | 1,220 円/時間 | |
| | | | 3号 | 1,210 円/時間 | |
| | | | 2号 | 1,190 円/時間 | |
| | | | 1号 | 1,160 円/時間 | |
| パート | 動物看護師 | 動物看護師 (経験1年未満) | 2号 | 1,030 円/時間 | |
| | | | 1号 | 992 円/時間 | |

【別紙：現職種からの移行表(病院)】

※個別の労働契約により、この移行表と異なる取扱いとなる場合は、この限りではありません。

| 勤務時間 | 市大職名 | | | | 移行先新職名 | 移行先新職名 | | | 備考 | | |
|----------------------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | | | |
| フル 特定 有期 雇用 職員 | | 後期臨床研究医 | | 391,500 円/月 | → | 後期臨床研究医 | | 391,500 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 前期臨床研究医 | | 318,000 円/月 | → | 前期臨床研究医 | | 318,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 臨床研修医 | | 255,700 円/月 | → | 臨床研修医 | | 255,700 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 医療職員 | 薬剤師 | | 267,000 円/月 | → | 医療職員 | 薬剤師 | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | 管理栄養士 | | 251,000 円/月 | → | 管理栄養士 | | 251,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | 栄養士 | | 171,000 円/月 | → | 栄養士 | | 171,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | 医療技術 | 臨床検査技師 | 251,000 円/月 | | → | 臨床検査技師 | | 251,000 円/月 | |
| | | | | 診療放射線技師 | | | → | 診療放射線技師 | | 251,000 円/月 | |
| | | | | 臨床工学技士 | | | → | 臨床工学技士 | | 251,000 円/月 | |
| | | | | 理学療法士 | | | → | 理学療法士 | | 251,000 円/月 | |
| | | | | 作業療法士 | | | → | 作業療法士 | | 251,000 円/月 | |
| | | | | 視能訓練士 | | | → | 視能訓練士 | | 251,000 円/月 | |
| | | | | 言語聴覚士 | | | → | 言語聴覚士 | | 251,000 円/月 | |
| | | | 歯科衛生士 | | → | 歯科衛生士 | | 251,000 円/月 | | | |
| | | | 公認心理師 | | 251,000 円/月 | → | 公認心理師 | | 251,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | 保育士 | | 210,000 円/月 | → | 保育士 | | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | 看護師 | | 267,000 円/月 | → | 看護師 | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | - | - | - | → | - | - | - | | | |
| | | 保健師 | | 267,000 円/月 | → | 保健師 | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 医療相談員(看護師) | | 267,000 円/月 | → | 医療相談員(看護師) | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 医療相談員(社会福祉士) | | 251,000 円/月 | → | 医療相談員(社会福祉士) | | 251,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 医療相談員(精神保健福祉士) | | 251,000 円/月 | → | 医療相談員(精神保健福祉士) | | 251,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | レジデント | 薬剤師 | | 267,000 円/月 | → | レジデント | 薬剤師 | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | 造血幹細胞移植コーディネーター | | 352,000 円/月 | → | 造血幹細胞移植コーディネーター | | 352,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | 臨床研究コーディネーター | コーディネーターA | | 419,000 円/月 | → | 臨床研究コーディネーター | コーディネーターA | 419,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターB | | 352,000 円/月 | → | コーディネーターB | | 352,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターC | | 310,000 円/月 | → | コーディネーターC | | 310,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターD | | 267,000 円/月 | → | コーディネーターD | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターE | | 210,000 円/月 | → | コーディネーターE | | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | 治験コーディネーター | コーディネーターA1 | | 419,000 円/月 | → | 治験コーディネーター | コーディネーターA1 | 419,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターA2 | | 396,000 円/月 | → | コーディネーターA2 | | 396,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターB | | 352,000 円/月 | → | コーディネーターB | | 352,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターC | | 310,000 円/月 | → | コーディネーターC | | 310,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | コーディネーターD | | 267,000 円/月 | → | コーディネーターD | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | コーディネーターE | | 210,000 円/月 | → | コーディネーターE | | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | データマネージャー | データマネージャーA | | 419,000 円/月 | → | データマネージャー | データマネージャーA | 419,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | データマネージャーB | | 352,000 円/月 | → | データマネージャーB | | 352,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | データマネージャーC | | 310,000 円/月 | → | データマネージャーC | | 310,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | データマネージャーD | | 267,000 円/月 | → | データマネージャーD | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | | | データマネージャーE | | 210,000 円/月 | → | データマネージャーE | | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし | |
| | モニター | モニターA | | 419,000 円/月 | → | モニター | モニターA | 419,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | モニターB | | 352,000 円/月 | → | モニターB | | 352,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | モニターC | | 310,000 円/月 | → | モニターC | | 310,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | モニターD | | 267,000 円/月 | → | モニターD | | 267,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | モニターE | | 210,000 円/月 | → | モニターE | | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | 医療ソーシャルワーカー | | 251,000 円/月 | → | 医療ソーシャルワーカー | | 251,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | | |
| | ナースアシスタント | ナースアシスタントA | | 210,000 円/月 | → | ナースアシスタント | ナースアシスタントA | 210,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |
| | | ナースアシスタントB | | 175,000 円/月 | → | ナースアシスタントB | | 175,000 円/月 | 名称・金額変更なし | | |

| 勤務時間 | 市大職名 | | | | |
|-----------------|------------|------------|----------------------|-------------|------------|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| | 一般職員 | | 一般職員(課長級) | 380,000 円/月 | |
| | | | 一般職員(課長代理級) | 340,000 円/月 | |
| | | | 一般職員(係長級) | 320,000 円/月 | |
| | | | 一般職員(係員) | 215,000 円/月 | |
| | 再雇用職員 | | 再雇用職員(課長代理級) | 397,700 円/月 | |
| | | | 再雇用職員(係長級) | 361,400 円/月 | |
| | | | 再雇用職員(主任級) | 329,000 円/月 | |
| | | | 再雇用職員(係員) | 302,900 円/月 | |
| | パート | 短時間勤務職員 | 医療技術 | 薬剤師 | 1,679 円/時間 |
| | | | | 管理栄養士 | 1,576 円/時間 |
| 栄養士 | | | | 1,073 円/時間 | |
| 臨床検査技師 | | | | 1,576 円/時間 | |
| 診療放射線技師 | | | | | |
| 臨床工学技士 | | | | | |
| 理学療法士 | | | | | |
| 作業療法士 | | | | | |
| 視能訓練士 | | | | | |
| 言語聴覚士 | | | | | |
| 歯科衛生士 | | | | | |
| 看護師 | | | 1,679 円/時間 | | |
| - | | | - | | |
| 保健師 | | | 1,679 円/時間 | | |
| 医療相談員(看護師) | | | 1,679 円/時間 | | |
| 医療相談員(社会福祉士) | | | 1,576 円/時間 | | |
| 医療相談員(精神保健福祉士) | | | 1,576 円/時間 | | |
| 医療相談員(その他) | | | 1,317 円/時間 | | |
| 遺伝カウンセラー | | | 認定遺伝カウンセラー資格を有する者に限る | 1,679 円/時間 | |
| 遺伝カウンセラー(その他) | | | | 1,317 円/時間 | |
| 造血幹細胞移植コーディネーター | | | コーディネーターA | 2,633 円/時間 | |
| | | | コーディネーターB | 2,212 円/時間 | |
| | | | コーディネーターC | 1,947 円/時間 | |
| | | | コーディネーターD | 1,679 円/時間 | |
| | | | コーディネーターE | 1,317 円/時間 | |
| 臨床研究コーディネーター | コーディネーターA | 2,633 円/時間 | | | |
| | コーディネーターB | 2,212 円/時間 | | | |
| | コーディネーターC | 1,947 円/時間 | | | |
| | コーディネーターD | 1,679 円/時間 | | | |
| | コーディネーターE | 1,317 円/時間 | | | |
| 治験コーディネーター | コーディネーターA | 2,633 円/時間 | | | |
| | コーディネーターB | 2,212 円/時間 | | | |
| | コーディネーターC | 1,947 円/時間 | | | |
| | コーディネーターD | 1,679 円/時間 | | | |
| | コーディネーターE | 1,317 円/時間 | | | |
| データマネージャー | データマネージャーA | 2,633 円/時間 | | | |
| | データマネージャーB | 2,212 円/時間 | | | |
| | データマネージャーC | 1,947 円/時間 | | | |
| | データマネージャーD | 1,679 円/時間 | | | |
| | データマネージャーE | 1,317 円/時間 | | | |
| モニター | モニターA | 2,633 円/時間 | | | |
| | モニターB | 2,212 円/時間 | | | |
| | モニターC | 1,947 円/時間 | | | |
| | モニターD | 1,679 円/時間 | | | |
| | モニターE | 1,317 円/時間 | | | |

| 名称 | 移行先新職名 | | | 備考 |
|-----------------|----------------|----------------------|------------|---------------|
| | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| - | - | | - | 在職者は経過措置として残る |
| 医療職員 | 薬剤師 | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 管理栄養士 | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 栄養士 | | 1,073 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 臨床検査技師 | | 1,576 円/時間 | |
| | 診療放射線技師 | | 1,576 円/時間 | |
| | 臨床工学技士 | | 1,576 円/時間 | |
| | 理学療法士 | | 1,576 円/時間 | |
| | 作業療法士 | | 1,576 円/時間 | |
| | 視能訓練士 | | 1,576 円/時間 | |
| | 言語聴覚士 | | 1,576 円/時間 | |
| | 歯科衛生士 | | 1,576 円/時間 | |
| | 看護師 | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 助産師 | | 1,679 円/時間 | |
| | 保健師 | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 医療相談員(看護師) | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 医療相談員(社会福祉士) | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 医療相談員(精神保健福祉士) | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 医療相談員(その他) | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 遺伝カウンセラー | 認定遺伝カウンセラー資格を有する者に限る | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | 遺伝カウンセラー(その他) | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 造血幹細胞移植コーディネーター | コーディネーターA | | 2,633 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターB | | 2,212 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターC | | 1,947 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターD | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターE | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 臨床研究コーディネーター | コーディネーターA | | 2,633 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターB | | 2,212 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターC | | 1,947 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターD | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターE | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| 治験コーディネーター | コーディネーターA | | 2,633 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターB | | 2,212 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターC | | 1,947 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターD | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | コーディネーターE | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| データマネージャー | データマネージャーA | | 2,633 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | データマネージャーB | | 2,212 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | データマネージャーC | | 1,947 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | データマネージャーD | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | データマネージャーE | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| モニター | モニターA | | 2,633 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | モニターB | | 2,212 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | モニターC | | 1,947 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | モニターD | | 1,679 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| | モニターE | | 1,317 円/時間 | 名称・金額変更なし |

| 勤務時間 | 市大職名 | | | | |
|------|--------|-------------|------------|------------|------------|
| | 雇用形態 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| | | 医療ソーシャルワーカー | | 1,576 円/時間 | |
| | | 看護助手 | | 1,150 円/時間 | |
| | | 短時間勤務一般職員 | 一般職(補佐) | | 1,317 円/時間 |
| | | | 一般職(補助) | | 992 円/時間 |
| | | 医員 | 医員A | | 3,173 円/時間 |
| | | | 医員B | | 2,462 円/時間 |
| | | | 医員C | | 2,000 円/時間 |
| | | | 医員D | | 2,000 円/時間 |
| | | 研究員 | 研究員A | | 1,800 円/時間 |
| | | | 研究員B | | 1,700 円/時間 |
| | | | 研究員C | | 1,600 円/時間 |
| | | | 研究員D | | 1,500 円/時間 |
| | | 研究補佐員 | 研究補佐員A | | 1,400 円/時間 |
| | | | 研究補佐員B | | 1,300 円/時間 |
| | | | 研究補佐員C | | 1,200 円/時間 |
| | 研究補佐員D | | | 1,100 円/時間 | |
| | 研究補佐員E | | | 1,000 円/時間 | |
| | 臨時雇用職員 | 薬剤師 | | 1,679 円/時間 | |
| | | 管理栄養士 | | 1,576 円/時間 | |
| | | 栄養士 | | 1,073 円/時間 | |
| 医療技術 | | | 1,576 円/時間 | | |
| 看護師 | | | 1,679 円/時間 | | |

| | 移行先新職名 | | | 備考 |
|---|-------------|--------|------------|---------------------------------------|
| | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | |
| → | 医療ソーシャルワーカー | | 1,576 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| → | 看護助手 | | 1,150 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| → | 一般職(補佐) | | 1,317 円/時間 | |
| → | 一般職(補助) | | 992 円/時間 | |
| → | 医員 | 医員A | 3,173 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| → | | 医員B | 2,462 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| → | | 医員C | 2,000 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| → | | 医員D | 2,000 円/時間 | 名称・金額変更なし |
| → | 研究員 | シニア研究員 | 1,800 円/時間 | |
| → | | 研究員A | 1,700 円/時間 | |
| → | | 研究員B | 1,600 円/時間 | |
| → | | 研究員C | 1,500 円/時間 | |
| → | 研究補佐 | 研究補佐A | 1,400 円/時間 | |
| → | | 研究補佐B | 1,300 円/時間 | |
| → | | 研究補佐C | 1,200 円/時間 | |
| → | | 研究補佐D | 1,100 円/時間 | |
| → | | 研究補佐E | 1,000 円/時間 | |
| → | 薬剤師 | | 1,679 円/時間 | 臨時雇用職員の区分は廃止 パートタイム有期雇用職員として 雇用 |
| → | 管理栄養士 | | 1,576 円/時間 | |
| → | 栄養士 | | 1,073 円/時間 | |
| → | 医療技術 | | 1,576 円/時間 | |
| → | 看護師 | | 1,679 円/時間 | |

【別紙:2022年度以降の職種一覧(病院)】

| 勤務時間 | 区分 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | 職務等 |
|----------------|-------------|-------------------|----------------|-------------|--|
| フル | 研究・診療 | 後期臨床研究医 | | 391,500 円/月 | 専門医又は歯科専門医にかかる臨床研究に従事 |
| フル | 研究・診療 | 前期臨床研究医 | | 318,000 円/月 | 臨床研究に従事 |
| フル | 診療 | 臨床研修医 | | 255,700 円/月 | 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2に規定する臨床研修にかかる業務に従事 |
| パート | 診療 | 医員 | 医員A | 3,173 円/時間 | 本院における診療及び患者の容態急変等の緊急事態に備えて待機する業務に従事 |
| | | | 医員B | 2,462 円/時間 | |
| | | | 医員C | 2,000 円/時間 | |
| | | | 医員D | 2,000 円/時間 | |
| フル | 医療職 | 医療職員 | 薬剤師 | 267,000 円/月 | 薬剤師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 管理栄養士 | 251,000 円/月 | 管理栄養士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 栄養士 | 171,000 円/月 | 栄養士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 臨床検査技師 | 251,000 円/月 | 臨床検査技師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 診療放射線技師 | 251,000 円/月 | 診療放射線技師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 臨床工学技士 | 251,000 円/月 | 臨床工学技士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 理学療法士 | 251,000 円/月 | 理学療法士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 作業療法士 | 251,000 円/月 | 作業療法士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 視能訓練士 | 251,000 円/月 | 視能訓練士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 言語聴覚士 | 251,000 円/月 | 言語聴覚士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 歯科衛生士 | 251,000 円/月 | 歯科衛生士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 公認心理師 | 251,000 円/月 | 公認心理師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 保育士 | 210,000 円/月 | 保育士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 看護師 | 267,000 円/月 | 看護師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 助産師 | 267,000 円/月 | 助産師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 保健師 | 267,000 円/月 | 保健師の免許を要する業務に従事 |
| | | | フル | 医療職 | レジデント |
| 医療ソーシャルワーカー | 251,000 円/月 | 医療ソーシャルワーカーの業務に従事 | | | |
| 医療相談員(看護師) | 267,000 円/月 | 医療相談員の業務に従事 | | | |
| 医療相談員(社会福祉士) | 251,000 円/月 | | | | |
| 医療相談員(精神保健福祉士) | 251,000 円/月 | | | | |
| パート | 医療職 | 医療職員 | 薬剤師 | 1,679 円/時間 | 薬剤師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 管理栄養士 | 1,576 円/時間 | 管理栄養士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 栄養士 | 1,073 円/時間 | 栄養士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 臨床検査技師 | 1,576 円/時間 | 臨床検査技師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 診療放射線技師 | 1,576 円/時間 | 診療放射線技師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 臨床工学技士 | 1,576 円/時間 | 臨床工学技士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 理学療法士 | 1,576 円/時間 | 理学療法士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 作業療法士 | 1,576 円/時間 | 作業療法士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 視能訓練士 | 1,576 円/時間 | 視能訓練士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 言語聴覚士 | 1,576 円/時間 | 言語聴覚士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 歯科衛生士 | 1,576 円/時間 | 歯科衛生士の免許を要する業務に従事 |
| | | | 看護師 | 1,679 円/時間 | 看護師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 助産師 | 1,679 円/時間 | 助産師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 保健師 | 1,679 円/時間 | 保健師の免許を要する業務に従事 |
| | | | 医療相談員(看護師) | 1,679 円/時間 | 医療相談員の業務に従事 |
| | | | 医療相談員(社会福祉士) | 1,576 円/時間 | |
| | | | 医療相談員(精神保健福祉士) | 1,576 円/時間 | |
| 医療相談員(その他) | 1,317 円/時間 | 遺伝カウンセラーの業務に従事 | | | |
| 遺伝カウンセラー | 1,679 円/時間 | | | | |
| 遺伝カウンセラー(その他) | 1,317 円/時間 | | | | |
| パート | 医療職 | 医療ソーシャルワーカー | | 1,576 円/時間 | 医療ソーシャルワーカーの業務に従事 |
| パート | 専門職 | 看護助手 | | 1,150 円/時間 | 看護助手の業務に従事 |
| フル | CD | 造血幹細胞移植コーディネーター | | 352,000 円/月 | 造血幹細胞移植の支援にかかる業務に従事 |
| フル | CD | 臨床研究コーディネーター | コーディネーターA | 419,000 円/月 | 臨床研究の支援にかかる業務に従事 |
| | | | コーディネーターB | 352,000 円/月 | |
| | | | コーディネーターC | 310,000 円/月 | |
| | | | コーディネーターD | 267,000 円/月 | |
| | | | コーディネーターE | 210,000 円/月 | |
| フル | CD | 治験コーディネーター | コーディネーターA1 | 419,000 円/月 | 臨床試験の支援にかかる業務に従事 |
| | | | コーディネーターA2 | 396,000 円/月 | |
| | | | コーディネーターB | 352,000 円/月 | |
| | | | コーディネーターC | 310,000 円/月 | |
| | | | コーディネーターD | 267,000 円/月 | |
| コーディネーターE | 210,000 円/月 | | | | |

| 勤務時間 | 区分 | 名称 | 詳細区分 | 給料単価 | 職務等 |
|------|-----|-----------------|------------|-------------|------------------------------------|
| フル | CD | データマネージャー | データマネージャーA | 419,000 円/月 | 臨床研究におけるデータマネジメントの業務に従事 |
| | | | データマネージャーB | 352,000 円/月 | |
| | | | データマネージャーC | 310,000 円/月 | |
| | | | データマネージャーD | 267,000 円/月 | |
| | | | データマネージャーE | 210,000 円/月 | |
| フル | CD | モニター | モニターA | 419,000 円/月 | 臨床研究におけるモニタリングの業務に従事 |
| | | | モニターB | 352,000 円/月 | |
| | | | モニターC | 310,000 円/月 | |
| | | | モニターD | 267,000 円/月 | |
| | | | モニターE | 210,000 円/月 | |
| パート | CD | 造血幹細胞移植コーディネーター | コーディネーターA | 2,633 円/時間 | 造血幹細胞移植の支援にかかる業務に従事 |
| | | | コーディネーターB | 2,212 円/時間 | |
| | | | コーディネーターC | 1,947 円/時間 | |
| | | | コーディネーターD | 1,679 円/時間 | |
| | | | コーディネーターE | 1,317 円/時間 | |
| パート | CD | 臨床研究コーディネーター | コーディネーターA | 2,633 円/時間 | 臨床研究の支援にかかる業務に従事 |
| | | | コーディネーターB | 2,212 円/時間 | |
| | | | コーディネーターC | 1,947 円/時間 | |
| | | | コーディネーターD | 1,679 円/時間 | |
| | | | コーディネーターE | 1,317 円/時間 | |
| パート | CD | 治験コーディネーター | コーディネーターA | 2,633 円/時間 | 臨床試験の支援にかかる業務に従事 |
| | | | コーディネーターB | 2,212 円/時間 | |
| | | | コーディネーターC | 1,947 円/時間 | |
| | | | コーディネーターD | 1,679 円/時間 | |
| | | | コーディネーターE | 1,317 円/時間 | |
| パート | 研究 | データマネージャー | データマネージャーA | 2,633 円/時間 | 臨床研究におけるデータマネジメントの業務に従事 |
| | | | データマネージャーB | 2,212 円/時間 | |
| | | | データマネージャーC | 1,947 円/時間 | |
| | | | データマネージャーD | 1,679 円/時間 | |
| | | | データマネージャーE | 1,317 円/時間 | |
| パート | 研究 | モニター | モニターA | 2,633 円/時間 | 臨床研究におけるモニタリングの業務に従事 |
| | | | モニターB | 2,212 円/時間 | |
| | | | モニターC | 1,947 円/時間 | |
| | | | モニターD | 1,679 円/時間 | |
| | | | モニターE | 1,317 円/時間 | |
| パート | 研究 | 研究員 | シニア研究員 | 1,800 円/時間 | 研究に従事 |
| | | | 研究員A | 1,700 円/時間 | |
| | | | 研究員B | 1,600 円/時間 | |
| | | | 研究員C | 1,500 円/時間 | |
| パート | 研究 | 研究補佐 | 研究補佐A | 1,400 円/時間 | 調査、実験、研究にかかる記録文書の作成その他研究を補佐する業務に従事 |
| | | | 研究補佐B | 1,300 円/時間 | |
| | | | 研究補佐C | 1,200 円/時間 | |
| | | | 研究補佐D | 1,100 円/時間 | |
| | | | 研究補佐E | 1,000 円/時間 | |
| フル | 専門職 | ナースアシスタント | ナースアシスタントA | 210,000 円/月 | 病棟におけるナースアシスタントの業務に従事 |
| | | | ナースアシスタントB | 175,000 円/月 | |
| パート | その他 | 一般職(補佐) | | 1,317 円/時間 | 一般的な事務、技術等に関する職務を補佐する業務に従事 |
| パート | その他 | 一般職(補助) | | 992 円/時間 | 一般的な事務、技術等に関する職務を補助する業務に従事 |